

令和7年第4回取手市議会定例会会議録（第2号）【速報版】

開議及び閉議 日時並びに その宣告者	開議	令和7年12月 3日午前10時00分				議長	山野井 隆
	散会	令和7年12月 3日午後 2時40分				議長	山野井 隆
出席及び欠席 議員の氏名 出席 21名 欠席 0名 凡例 ○出席を示す △欠席を示す ㊂公務欠席を 示す	議席 番号	氏 名	出 欠 等の別	議席 番号	氏 名	出 欠 等の別	
	1	長塚 美雪	○	13	欠	員	
	2	本田 和成	○	14	落合 信太郎	○	
	3	岡口 すみえ	○	15	欠	員	
	4	古谷 貴子	○	16	金澤 克仁	○	
	5	杉山 尊宣	○	17	欠	員	
	6	佐野 太一	○	18	山野井 隆	○	
	7	海東 一弘	○	19	染谷 和博	○	
	8	根岸 裕美子	○	20	佐藤 隆治	○	
	9	久保田 真澄	○	21	入江 洋一	○	
	10	鈴木 三男	○	22	赤羽 直一	○	
	11	関川 翔	○	23	遠山 智恵子	○	
	12	小堤 修	○	24	加増 充子	○	
職務のため議 場に出席した 議会事務局職 員の職氏名	事務局長	前野 拓		事務局次長	蛯原 康友		

説明のため議場に出席した者の職氏名

市	教	育	長	中	村	修
教	副	市	長	石	塚	英
副	副	市	長	伊	藤	哲
総	務	部	長	黒	澤	行
政	策	推進部	長	吉	田	彦
財	政	部	長	齋	藤	彦
健	康	福祉部	長	田	中	樹
こ	ど	も	部	彦	坂	哲
ま	ち	づ	く	助	川	美
ま	ち	づ	く	森	川	典
建	設	部	長	渡	来	一
都	市	整備部	長	浅	野	生
教	育	部	長	飯	竹	昌
消		防	長	岡	田	紀
会	計	管	理	斎	藤	昭
健	康	福	祉	直	井	徹
健	康	福	祉	関	口	己
ま	ち	づ	く	木	村	一
ま	ち	づ	く	中	村	幸
都	市	整備部	次	稻	葉	彦
都	市	整備部	次	松	崎	剛
教	育	部	次	香	原	弥
教	育	部	次	篠	中	吾
政	策	推進	課	高	田	誠
こ	ど	も	政	山	口	英
保	育	課	長	山	村	紀
こ	ど	も	相談	樋	大	代
都	市	計画	課	中	丸	地
指	導	課	長	丸	山	彦
生	涯	学習	課	秋	山	也
保	健	セ	ン	渡	山	和
	セ	ン	タ	辺	辺	良
	タ	一	副	江		
			参			

保育課副参考事
環境政策策室長
二ども政策課長補佐

飯塚千絵子
吉田卓也
中原晃子

令和 7 年第 4 回取手市議会定例会議事日程（第 2 号）

令和 7 年 12 月 3 日（水）午前 10 時開議

日程第 1 市政に関する一般質問

- ①古谷 貴子 議員
- ②佐藤 隆治 議員
- ③久保田真澄 議員
- ④杉山 尊宣 議員
- ⑤入江 洋一 議員
- ⑥加増 充子 議員

会議に付した事件

日程第1 市政に関する一般質問

- ①古谷 貴子 議員
- ②佐藤 隆治 議員
- ③久保田真澄 議員
- ④杉山 尊宣 議員
- ⑤入江 洋一 議員
- ⑥加増 充子 議員

議事の経過

午前 10 時 00 分開議

○議長（山野井 隆君） ただいまの出席議員は 21 名で定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

インターネット配信を御覧いただいている皆様に申し上げます。定例会の配付資料につきましては、当日の会議開始までに市ホームページに掲載しておりますので御活用ください。

日程 第 1 市政に関する一般質問

○議長（山野井 隆君） 日程第 1、市政に関する一般質問を行います。なお、執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問に疑問があるときは、反問しますと宣告して質問内容を深めてください。

議員各位に申し上げます。会議規則第 62 条第 1 項に規定されているとおり、一般質問は市の一般事務についてただす場であります。したがって、市の一般事務に關係しないものは認められません。また、一般質問は市長の個人的見解をただす場でもありません。議員各位におかれましては、十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。なお、これに従わないときは、地方自治法の規定にありますとおり、発言の禁止、議場外への退場を命じますのでご理解願います。また、一般質問に関しては、従来からの申合せどおりに、答弁を含み 1 人 60 分以内です。また、1 回目の質問は 30 分以内で行うこととします。

それでは、質問通告順に従い質問を許します。

まず、古谷貴子さん。

〔4番 古谷貴子君登壇〕

○4番（古谷貴子君） おはようございます。公明党の古谷貴子です。令和 7 年第 4 回定例会の一般質問をさせていただきます。今回はくじ運よく 2 日目の 1 番を引き当てることができました。本当に最後まで元気いっぱいやっていきたいと思います。今回はオレンジリボン運動について、2 番、民音学校コンサートについて、3 番、ごみの回収の細分化及び拡大についての 3 つの質問をさせていただきます。

まず 1 つ目は、オレンジリボン運動についての質問です。11 月 1 日付の市広報におきましても、オレンジリボン・パープルリボン推進月間として掲載されておりました。11 月はオレンジリボン運動、児童虐待防止推進月間となっております。パープルリボンは、女性に対する暴力をなくす運動です。公明党女性局としましても、11 月に 4 市合同で街頭でのキャンペーン運動をさせていただきました。オレンジリボン運動は、児童虐待から子どもを守る、また虐待のない社会の実現を目指す運動です。オレンジリボンのオレンジ色は、子どもたちの明るい未来を表しているそうです。しかしながら、年々虐待は増加し

ており、全国の児童相談所が——ちょっと古い資料なんすけれども、2022年に対応した相談件数は、21万9,170件と過去最多となり、死亡事例は50人に上り、その約半数はゼロ歳児と生後間もない赤ちゃんとのことです。虐待の原因としては、核家族化や地域のつながりの希薄化が進む中で孤立し、SOSが出せない状況などが背景にあると考えられています。経済的困窮や予期せぬ妊娠・出産、複雑な家庭環境なども、虐待リスクを高めるとも指摘されています。一方、虐待件数の増加には、相談体制の整備の進んだことや児童虐待に対する社会の意識が高まり、住民や関係機関からの通報が増えたという側面もあると思います。そこで、本市における虐待の具体例や件数などについてお示しください。

〔4番 古谷貴子君質問席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

こども部長、助川直美さん。

〔こども部長 助川直美君登壇〕

○こども部長（助川直美君） 古谷議員の御質問に答弁いたします。まず、当市では児童福祉法や児童虐待の防止等に関する法律に基づきまして、こども相談課が児童虐待に関する相談や通告の窓口となっていることから、随時、児童虐待等に関する様々な御相談が入ってきてている状況です。児童虐待につきましては、御存じのとおり、心理・身体・性的虐待に、またネグレクトと、その対応は様々であり、当市におきましても、子どもの面前で夫婦げんかを行う心理的虐待や、子どもに直接手を上げてしまう身体的虐待、夜間に子どもを放置したり十分な食事を与えていない、また必要と思われる医療を受けさせないといった、いわゆるネグレクトなど、様々なケースに対応させていただいているところです。また、これらのケースについては、必ずしも一つの虐待類型として整理できるとは限らず、例えば身体プラス心理など複数の虐待類型に当てはまることもあります。このようなケースについて、市としては、虐待認定または虐待発生の危惧として、市の要保護児童対策地域協議会の台帳に登載した実績としまして、令和5年度で166人、昨年度が182人と増加しており、今年度は10月末現在で既に145人を数え、昨年度実績よりもさらに増加する見込みという状況でございます。

○議長（山野井 隆君） 古谷貴子さん。

○4番（古谷貴子君） 今、3年間の虐待の数字をお出しいただきました。虐待を受けた子どもの年齢層などは、何歳ぐらいが多いのでしょうか。

○議長（山野井 隆君） こども相談課長、樋口康代さん。

○こども相談課長（樋口康代君） 御答弁いたします。こちらについては、0歳から6歳の未就学児、7歳から15歳の小中学生、高校生を含む16歳以上のという形で構成比を算出しております。ゼロ歳から6歳の未就学児の割合がおよそ5割から6割、7歳から15歳の小中学生の割合が3割から4割、16歳以上の割合が1割程度となっており、比較的低年齢層の割合が多くなってございます。

○議長（山野井 隆君） 古谷貴子さん。

○4番（古谷貴子君） ありがとうございます。やはり低年齢層の虐待が多いということ

で、本当に市としては虐待ゼロとお伺いしたかったところですが、年々増加しているとのことの御報告に、本当に心が痛みます。広報にもありました、「悩んだときは迷わず相談を」ということで、児童相談所虐待対応ダイヤル189、ゴロで「いちはやく」とあります。虐待が起こった、もしくは、情報があった際には、市としてどのような対応の流れになっていらっしゃるのでしょうか。

○議長（山野井 隆君） こども相談課長、樋口康代さん。

○こども相談課長（樋口康代君） 古谷議員の御質問にご答弁申し上げます。子どもに対する虐待が行われた際の通告元については、子どもが所属する保育所や学校をはじめ、近隣住民や虐待者以外の親族など様々であります。こども相談課では、そのような方々から児童虐待やその疑いに関する通告を受け、子ども自身や関係者、保護者などへの聞き取りを含む初期調査を行い、実際に虐待があったのか、なかつたのかなどをまず判断いたします。虐待の事実が認められ、子どもの安全確保のため必要性が高い場合などは、児童相談所へ送致となるケースもございますが、虐待者へは、虐待防止指導を行っていくこととなります。虐待の事実が判明したケースは、要保護児童対策地域協議会の台帳に当該児童を登載し、関係機関等との個別支援会議などを通して、生活状況や支援方針を共有し、定期的な面談・訪問支援などを行い、おおむね3か月間、関係機関の協力を得ながら、虐待が再発していないかの経過確認を行っております。そうした中でも、市としましては、虐待の事実だけに目を向けるのではなく、虐待が起こってしまった背景などについてもしっかりと目を向け、当該家庭において虐待が再発しないよう支援することが重要と考えております。例えば、お子さん自身に特性があって、親御さんとしても育てづらさを抱えながらも一生懸命に子育てに励み、それでも子育てに行き詰まり、手を上げてしまったということもあれば、独り親家庭で働きながら子どもを養い、仕事の都合から夜間に子どもだけ留守番をさせてしまった。お友達に手を出してしまった我が子の行く末を憂い、しつけと思ってたたいてしまったなど、虐待が発生した背景には、少なからずそれぞれが抱える悩みや課題があることもあります。それらの悩みや課題の軽減、解決を図ることで、虐待の再発リスクを軽減していくことができます。児童虐待は、どのような理由があろうとも正当化できることではございませんが、大切なことは子どもが守られ、安全安心に生活できることであります。そのために当市としましては、子どもの声に耳を傾けることはもとより、保護者の声にも耳を傾け、家庭に寄り添った支援の実践に努めているところでございます。以上です。

○議長（山野井 隆君） 古谷貴子さん。

○4番（古谷貴子君） ありがとうございます。様々な視点からの配慮、そして、虐待を行った側のフォローなど、関係機関との連携や難しい問題に取り組んでいただきまして本当にありがとうございます。

それでは最後の質問になります。いろいろなケースがある中で、見えないところでの虐待などもまだまだ多くあると思います。今後の課題として、児童虐待がなくなる、1件でも減らしていく、また、早期の解決のためには、市としてどのような取組をされていかれ

ますでしょうか。

○議長（山野井 隆君） こども相談課長、樋口康代さん。

○こども相談課長（樋口康代君） 御質問に御答弁申し上げます。児童虐待をなくすためにということでございますが、国の児童相談所における児童虐待相談対応件数の統計が、平成2年から開始されて以来、一貫して増加の一途をたどっている中、大変難しい課題であると思いますが、まず、どのようなことが児童虐待に当たるかということを、子ども自身も含め、多くの方に知っていただくことが重要であると思います。例えば、子どもの前で夫婦げんかをすることは虐待になることや、しつけと体罰の違いなど、理解している上で理解できていないこともあります。子ども自身も親から怒られたたかれると、たたかれたのは自分が悪かったのだろうと、親からたたかれたことに何も疑問を抱くことがない場合もあるかと思います。このようなことから、親も子どもも、どこから虐待に当たるかを正しく理解をしておくことは、虐待を減らすポイントになると思います。

こうした正しい知識を周知することの重要性から、当市では、11月の児童虐待防止推進月間と、11月12日から25日までの、女性に対する暴力をなくす運動期間に併せ、オレンジリボンとパープルリボンのダブルリボンキャンペーンとして、相談窓口などをお知らせする啓発活動を実施しております。具体的な内容としましては、主任児童委員の御協力の下、市内の学校や医療機関、スーパーなどへ虐待防止の啓発ポスターを配布するとともに、市内小学校6年生のお子さんに対しては、虐待防止のリーフレットやポケットティッシュなどの虐待防止啓発グッズを配布し、地域において、一人でも多くの方に児童虐待に关心を向けていただけるよう努めているところです。また通年を通して、保健センターで実施する赤ちゃん訪問や乳児健診においても、保護者向けパンフレットを配布し、啓発を行っております。

先ほども御答弁させていただきましたとおり、実際に虐待が起こってしまった際、子どもだけではなく、保護者や家庭に寄り添った支援を実践することが虐待の再発防止につながり、ひいては、児童虐待を減らす、なくすということにもつながってまいりかと思いますので、引き続きこのような啓発活動と、子どもや御家庭に寄り添ったきめ細やかな支援の実施に努めてまいりたいと存じます。以上です。

○議長（山野井 隆君） 丁寧な答弁はいいんですけど、質問に対して、もっと端的に答えていただかないと議員の質問時間がなくなってしまうので、注意します。

古谷貴子さん。

○4番（古谷貴子君） 詳細な御答弁、本当にありがとうございました。虐待がなくなり、全ての子どもたちの未来が明るいものとなるよう願ってやみません。この質問は以上です。

次の質問をさせていただきます。民音学校コンサートについてです。質問に入ります前に、市民会館での児童の皆さん様子を少し御紹介をさせていただきます。私はコンサート開会15分ぐらい前に会場に入りました。子どもたちがパワー全開でお友達とおしゃべりをしたり、身振り手振りで大騒ぎをしておりました。それはそれは元気はつらつ、物すごいものでした。ところが5分ほど前になり、6年生の司会の女子生徒が優しく「静かに

しましょう」と一言。700名近い大騒ぎの生徒が、一瞬にしてシーンとし、まっすぐ前を向き、聴く体制に入ったのです。——本当に驚きました。驚きとともに、日頃の学校生活での先生方の努力や子どもたちの規律正しい生活がかいま見え、それが生きた瞬間であったと思います。民音学校コンサートは、11月14日に、主催、民主音楽協会、後援、取手市教育委員会で、取手市立白山小学校と取手市立取手小学校の2校合同の鑑賞となり、歌手のカズンさんをお迎えし開催をされました。カズンさんは、いとこ同士のポップスデュオで、CMソングやテレビのテーマソング、平和への思いを込めた美しいメロディーの爽やかな声に会場は魅了されました。子どもたちは一曲一曲に大きな手拍子を送り続け、最後に両校の校歌を歌ったときは、白山小学校出身の私も共に校歌を歌い、大感動のひとときでした。そこで、1つ目の質問です。民音学校コンサートを2校合同で市民会館で開催した経緯について、お聞きいたします。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

教育部長、飯竹永昌君。

〔教育部長 飯竹永昌君登壇〕

○教育部長（飯竹永昌君） 古谷議員の御質問に答弁いたします。取手市では、「ハートとアートで子どもたちの未来を拓く取手市の学校教育」としまして、思考力や表現力の向上を柱としまして、子どもたちの自由な発想や自由な表現を大切にする教育に力を入れているところでございます。音楽はアートの一つであり、子どもたちが自らの内面にある思いや考えを音に乗せて表現する力を養い、他者と感動を共有する中で、豊かな表現力とコミュニケーション能力を育むものであると考えております。このようなアートに触れる機会の提供につながったのが今回の民音学校コンサートです。このコンサートは、一般社団法人民主音楽協会【「一般社団法人民主音楽協会」を「一般財団法人民主音楽協会」に発言訂正】、略して民音という団体が主催している事業でございます。これまで全国で約4,700校で開催されているコンサートです。今回、民音さんから、取手市で開催のほうはいかがでしょうかというお話をいただきまして、教育委員会としましても、大変よいイベントであると判断しまして開催することになりました。初めは、ウェルネスプラザに最も近い白山小学校の児童にということで準備を進めてまいりましたが、日程調整等が難しく、白山小学校の校内での開催を考えました。しかしながら、白山小学校は現在、長寿命化工事の最終段階でございまして、白山小学校での開催が不可能となり、市民会館で実施することになりました。市民会館で行うのならば、もっと多くの子どもたちにと考えまして、市民会館に徒歩で行ける取手小学校の児童、また、両校の保護者にもお声をおかけして開催するに至った次第でございます。

〔教育部長 飯竹永昌君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 古谷貴子さん。

○4番（古谷貴子君） ありがとうございました。すばらしいコンサートでしたので、ぜひ広めていきたいと思っております。1時間のコンサートはあつという間でした。このコンサートを鑑賞しての児童生徒の皆さん、教職員、また保護者の皆さんのお声などはいか

がでしたでしょうか。もし、アンケート等取られておりましたら教えてください。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） 古谷議員の御質問に御答弁させていただきます。民音学校コンサートに参加した白山小学校・取手小学校の子どもたち、及びこの希望された両校の保護者の方、そして、教職員から大変好意的な声が多数寄せられております。幾つかちょっと御紹介させていただきます。子どもたちからは、「表現力がすごいと思った」「カズンのお二人の歌声を聴いて、とても温かい気持ちになりました」、それから「歌詞の深さに感動しました」「みんなの心が一つになってすごかったです」などの感想がありました。これらの感想からは、音楽を通じて他校の児童と感動を共有し、共感し合うことのすばらしさを実感できた様子がうかがえます。また教職員からは、「音楽を通して会場が一つになり、白山小学校と取手小学校とで感動を共有することができました」というような感想ももらっております。御来場いただいた保護者の皆様からは、「子どもが家でも歌を歌うなど、コンサートが来るの大変楽しみにしていました」「2つの学校の校歌を同時に子どもたちが歌っている姿に、本当に感動しました」など、教育的な効果を評価する声が多く寄せられました。子どもたちの輝く姿と深い感動が刻まれたものと思っております。以上のように、民音学校コンサートは音楽という表現のすばらしさを感じられるとともに、音楽を通じて感動を分かち合うなど、学校教育において極めて意義深いものであったと認識しております。以上でございます。

○議長（山野井 隆君） 古谷貴子さん。

○4番（古谷貴子君） ありがとうございます。今ご答弁にもありましたように、生の演奏や歌声を子どものときに聴けるというのは、本当にすばらしい経験であり、思い出になると思います。今後もこのようなコンサートの開催の要望・依頼があった場合、市としてはどのように取り組んでいかれますでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） ご答弁申し上げます。今後このような機会をいただけるのであれば、ぜひとも開催したいと考えております。そのときには、ぜひ今回参加した子どもたちとは違う学校の子どもたちに、音楽のすばらしさを体感してもらいたいと考えております。子どもたちの中には、初めてコンサートを体感したというような声も多数聞かれました。そういう経験をさせてあげたいと思っております。さらに、今後多くの機会をいただくことが可能であれば、できる限り多くの小中学生、児童生徒が参加できるようにしていきたいと思っております。今後もこのような教育活動を通して、子どもたちの表現力の向上とともに、豊かな情操教育に取り組んでいければというふうに考えているところです。以上です。

○議長（山野井 隆君） 古谷貴子さん。

○4番（古谷貴子君） 大変にありがとうございます。ぜひ推進をよろしくお願ひいたします。以上でこの質問は終わります。

次の質問です。ごみ回収の細分化及び回収拡大についてです。10月に会派で、香川県三豊市のエコマスターバイオマス資源センターみとよさんの視察に行ってまいりました。ちょっとだけ触れさせていただきたいと思います。日本初のリサイクル技術でごみを可能な限り資源化、固形燃料用の原料とし、最終処分のごみを最小限にする施設です。また、工場内の臭気（におい）を、木質チップを通過し微生物で分解されることで脱臭が行われ、CO₂が大幅に削減されます。室外にあるバイオフィルターの装置はほとんど臭いもなく、環境にも配慮されているすばらしいごみ処理施設でしたので、紹介をさせていただきました。1つ目の質問ですが、今年度、第2回定例会において、プラスチックごみの回収日の増加について質問をさせていただきました。市民の皆さんには、以前にも増してごみの分別、特にプラスチックごみに関しては、意識を持って分別に取り組んでくださっています。前回御質問させていただいたから、何か、プラスチックごみ回収の日程増加などの進展はございましたでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

まちづくり振興部長、森川和典君。

〔まちづくり振興部長 森川和典君登壇〕

○まちづくり振興部長（森川和典君） それでは、古谷議員の御質問に答弁をさせていただきます。今、議員から御紹介ございましたとおり、令和7年第2回定例会におきまして、古谷議員から、プラスチックごみの回収の日程の増加について御質問をいただきました。その際、回収日の増加には、常総環境センターとの調整や委託業者との人員・設備の確保などが必要となるため、財政面を含めて検討を行っていくことと御答弁をさせていただきました。その後、収集を行っている市の委託業者5社と、プラスチック製容器包装の回収を隔週から毎週とすることについて協議を行ったところ、各委託業者からは、毎週の回収とするためには、作業員の確保・収集車両の増車等が必要となるため、早期に実施するのには困難であるとの見解が示されております。特に収集車両については、販売価格が非常に高騰していることも加え、納車にも1年以上の期間を要しているというふうなことでした。常総環境センターとの調整につきましては、他市との排出量を考慮した回収日の設定について、今後引き続き協議をしてまいります。市民の方の分別意識の高まりとともに、プラスチック製容器包装の回収を毎週にしてほしいとの御要望もいただいておるところでございますので、取手市を除く構成4市の場合は、取手市と異なりまして、毎週プラスチック容器を回収しております。そのような状況も踏まえまして、市としましても、委託業者と人員や収集車両等の課題について継続して調査を行い、引き続き実施の可能性について、財政面も含めた検討をさらに進めてまいりたいと考えております。

〔まちづくり振興部長 森川和典君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 古谷貴子さん。

○4番（古谷貴子君） ありがとうございます。ただいまの御答弁の中で、守谷市・つくばみらい市・常総市では、同一日に種類が違うごみを回収することで、プラスチックごみを毎週回収ができているということですが、そういう回収方法も、この取手市において可

能かどうかお聞きいたします。

○議長（山野井 隆君） まちづくり振興部次長、木村太一君。

○まちづくり振興部次長（木村太一君） 今、古谷議員からお話ありましたように、そうした回収の方法じゃないとなかなか実施するのが難しいということで、今後、業者のほうと、どういうふうにやつたら毎週回収できるのかということについて、市のほうからも、今、御提案いただいたような内容も含めて、市からこういう案ではどうですかということで協議を進めていきたいというふうに考えてございます。

○議長（山野井 隆君） 古谷貴子さん。

○4番（古谷貴子君） ぜひ、よろしくお願いしたいと思います。2つ目の質問に入ります。次は、不燃ごみの細分化についてお聞きいたします。今回、ビニール・プラスチック製容器以外のプラスチック類と金属類・割れ物に分かれ、金属・割れ物用の黄色い袋が全戸配布されるということになり、分けてごみ出しをすることになりました。本当にごみの分別が増えて困ったと、高齢者の方からも御要望もいただいたところではありますが、ごみはやっぱり資源化できるように細かく分類したほうがいいということで申し上げました。この不燃ごみのごみの出し方の詳細をお示しください。

○議長（山野井 隆君） まちづくり振興部長、森川和典君。

○まちづくり振興部長（森川和典君） お答えをさせていただきます。昨年12月に発生をいたしました、常総環境センターの火災の事故の影響により、現在も不燃ごみは、民間の一般廃棄物処理施設へ外部搬出し、委託処理をしております。施設復旧予定は令和9年9月を予定しており、その間の外部搬出費用として毎年約5億円が必要になると、環境センターでは試算をしておるところです。また、被災をしました不燃ごみ資源化施設を復旧する工事費は約45億円、保険適用額が約20億円のため、実質負担は25億円とされており、この復旧にかかる費用は、本市を含め、構成4市の各自治体の負担金として支出するもので大きな負担となってまいります。このようなことから、より一層の分別徹底が求められているところであり、市としても市民の皆様にお知らせをしているところでございます。また、今後、同様の事故を防止するため、リチウムイオン電池の回収場所の拡大、そして、外部搬出費用削減を目的として、令和7年4月から、不燃ごみをさらに金属類・割れ物とビニール・プラスチック製——すみません、プラスチック製容器包装以外のプラスチック類に分別をしていただいております。その後、半年が経過し、同じ不燃ごみ専用袋では分かりにくいとの意見も多く寄せられましたことから、常総環境センターにおきましては、金属類・割れ物類の黄色の専用の袋を新たに作成し、さらに分別の徹底を図ることとなりました。新しい専用袋の周知啓発のため、11月下旬から1セット——1袋ですね、10枚を、今回の取扱市を含む構成4市の全世帯に、現在無償配布をさせていただいているところです。

また、転入者に対しましては、転入手続の際に所管の窓口において配布をしております。新しい専用袋の使用開始時期ですが、御自宅に届き次第、金属類・割れ物類の収集日に使用することができます。令和8年3月までは不燃ごみの袋でも出すことができますが、令

和8年4月からは、不燃ごみの袋では出すことができなくなります。適切なごみの分別は、地球環境を守り持続可能な社会を築くための一歩であり、さらには、ごみ処理施設の延命化や安全確保に寄与するものです。ごみ減量には引き続き市民の方一人一人の御協力が不可欠でありますので、市民の皆様とともに今後もごみ減量のための取組を進め、持続可能な社会の実現に努力してまいります。

○議長（山野井 隆君） 古谷貴子さん。

○4番（古谷貴子君） ありがとうございます。ごみが細分化されることにより、さらなる市民の皆さんへの周知が必要と思います。先日、ある方から、「家庭ごみ分別の手引きが古くて、新しいのが欲しい」——これ窓口で頂いたものなんですけれども、家にあったのは何と平成24年のぼろぼろのやつだったので、皆さんそれがおうちにあるみたいなんですけれども、「どこへ行ったらもらえるのか」とお声をいただきました。窓口でお聞きしたところ、「公民館や環境対策課の窓口に置いてあります」とのことでした。本当にこれだけごみが細分化されるということは、市民の皆さんへの周知として、この手引きがとても重要になってくるかなと思います。以前、全戸配布をしていただいていたのですが、公民館等に行かなくては手に入らないというふうにお聞きしましたので、できれば手引きの置場所を広報などを置いているスーパーなどにも、置場所の拡大ということで、市民の皆様が手に取りやすい場所に置くことはできるでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 環境政策室長、吉田卓也君。

○環境政策室長（吉田卓也君） それではお答えいたします。家庭ごみ分別の手引きは現在、取手庁舎・藤代庁舎及び各公民館など計25か所に配置しております。配置場所の拡大につきましては可能ですので、今後その実現に向けて検討してまいりたいと思います。

○議長（山野井 隆君） 古谷貴子さん。

○4番（古谷貴子君） ありがとうございます。早速、皆さんにお伝えしていきたいと思います。ありがとうございます。

最後の質問になります。リチウムイオン電池回収箇所の拡大についてです。今本当に毎日のようにテレビや報道機関またSNSなどでも、このリチウムイオン電池について、本当に多く報道もされております。危険だということの報道がほとんどなんですけれども、昨年の常総環境センターの火災を受けて、市内でも環境対策課、支所や公民館など17か所で回収をしております。先日、守谷では、手軽に回収・処分できる場所ということで、コンビニ2店舗で回収を始めたとの新聞報道があったところです。取手市におきましては、今後、若者や——ショッピングモールというか、行くというか、そういうコンビニ等でリチウムイオン電池の回収箇所を増加していくことはお考えでしょうか。

○議長（山野井 隆君） まちづくり振興部次長、木村太一君。

○まちづくり振興部次長（木村太一君） リチウムイオン電池回収箇所を拡大の御質問でございます。今、古谷議員から御紹介いただきましたように、令和7年の2月に、もともと環境対策課の窓口だけでお受けしていたものを、市内17か所へ回収場所を拡大しまして周知を行ってまいりました。その結果ですけれども、回収量が令和4年度は36.2キロ、

令和5年度が28.8キロ、令和6年度が71キロでしたが、回収場所拡大後の令和7年度は、4月から9月までの半年間で667.8キロとなっており、回収場所拡大の効果があったというふうに考えているところでございます。回収量増加の理由といたしましては、今申し上げた回収場所の拡大に加えまして、外国製品等も回収の対象としておりますし、またリチウムイオン電池に起因する事故の報道が続いていまして、きちんと分別するものだということが、市民の皆様にも周知が行き届いてきたかなというふうに考えているところです。現在、リチウムイオン電池をお預かりすることは対面で行ってございます。そのため公共施設のみでお預かりをしているところですけれども、今回、鈴木議員の御尽力によりまして、取手中央タウン連合自治会から、集会所に回収ボックスを設置いたしまして、自治会独自で回収をさせていただきたいということで御要望をいただいてございます——大変ありがとうございます。今、実施に向けて調整中でございます。これまで市では、公民館等への今申し上げた回収場所の拡大、広報とりで等による分別についての周知を行ってきておりますけれども、今後の新たな設置の場所の拡大につきましては、国の示す方針や、現在——先ほど御紹介いただきましたけれども、守谷市をはじめ神戸市でも実施している、コンビニエンスストアと連携して行っている回収の実証実験の結果なども注視しながら、検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（山野井 隆君） 古谷貴子さん。

○4番（古谷貴子君） 大変ありがとうございました。ごみの課題は本当に様々です。一つ一つの課題を解決しながら、安全かつ柔軟な取組を今後ともよろしくお願ひいたします。これで私の質問は終わりです。ありがとうございました。

○議長（山野井 隆君） 以上で、古谷貴子さんの質問を終わります。

ここで、飯竹部長より発言を求められておりますので、これを許します。

飯竹部長。

〔教育部長 飯竹永昌君登壇〕

○教育部長（飯竹永昌君） 貴重なお時間を頂戴いたしまして申し訳ございません。先ほどの古谷議員の御質問の中の民音学校コンサートの御質問の中で、民主音楽協会のことを一般社団法人と発言させていただきました。正しくは一般財団法人民主音楽協会となります。発言の訂正をお願いいたします。

○議長（山野井 隆君） 議長は訂正を認めます。

続いて、佐藤隆治君。

〔20番 佐藤隆治君登壇〕

○20番（佐藤隆治君） 皆様、おはようございます。創和会の佐藤です。傍聴席の皆様、本日は朝早くから傍聴に駆けつけていただき、誠にありがとうございます。それでは、通告に従いまして一般質問を行わせていただきます。席の移動をしてから進めさせていただきたいと思います。

〔20番 佐藤隆治君質問席に移動し資料を示す〕

○20番（佐藤隆治君） 本日は、取手市の将来の暮らしを支える地域公共交通の在り方

について、計画素案の公表を受け、今年の3月第1回の定例会に続き市の方針や今後の見通しを伺うものでございます。画面のとおり、3項目ほど質問をさせていただきたいと思います。地域公共交通は、子どもから高齢者まで誰もが安全に移動し、地域で安心して暮らし続けるために欠かすことのできない社会基盤であります。自家用車に頼りきりの移動が当たり前であった時代から、人口減少・高齢化・運転手不足が進む現代において、公共交通をどのように維持し、次の世代につないでいくかという視点が極めて重要となります。そのような状況の下、取手市が現在パブリックコメントを実施している地域公共交通計画については、今後の交通体系の方向性を示す大変重要な計画であることから、私自身、高い関心を持って内容を拝見したところでございます。本日は、市民の皆様の生活に直結するテーマとして丁寧に議論を深めてまいりたいと存じます。それでは、質問に移らせていただきます。

[20番 佐藤隆治君資料を示す]

○20番（佐藤隆治君） 計画の基本方針と今後の公共交通体系について、現在、取手市地域公共交通計画の素案が公表され、また、パブリックコメントが実施されております。私もその内容を拝見しましたが、今回の計画は、市内の移動手段をどのように維持し、将来に向けてどのように再構築していくか、その基本的な方向性を示すマスタープランとして位置づけられており、大変重要な意味を持つものと認識しております。これまで、地域公共交通を取り巻く環境は大きく変化してまいりました。人口減少や少子高齢化による利用者の減少、運転手の不足、人件費・燃料費の高騰など、交通事業を取り巻く経営環境は年々厳しさを増しており、従来のような路線網の維持が困難になりつつあります。その一方で、免許返納を考慮せざるを得ない状況となった高齢者や身体機能の低下により運転が困難になった方などを含め、移動に支障を来している方々の移動手段の確保に対するニーズは確実に高まっており、必要な場所に必要な公共交通を持続可能な形でどう残すかが求められています。また、買物等の経済活動を市内で循環させるためにも、どのように移動手段を確保していくかが、地域経済循環を活性化するという意味で大変重要と捉えております。このような背景から、本計画では、市内の路線バス・コミュニティバス・鉄道・タクシーといった交通資源をどのように再現し、将来像としてどのような公共交通体系を目指すかが整備されていると認識しております。そこで伺います。本計画の土台となる4つの基本方針、そして将来目指している公共交通の体系について、どのような考え方のもとで定められているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

副市長、黒澤伸行君。

[副市長 黒澤伸行君登壇]

○副市長（黒澤伸行君） それでは、佐藤議員の御質問にお答えいたします。まず、取手市が目指す公共交通の将来像を考える上で前提となります、公共交通体系の考え方について御説明させていただきます。

[副市長 黒澤伸行君資料を示す]

○副市長（黒澤伸行君） モニターに投影しております公共交通体系の将来像のスライドにもありますように、現在、取手市では常磐線・常総線の2本の鉄道に加え、駅を発着している路線バスを公共交通の基軸としており、それらを補完するようにコミュニティバスが運行され、市内の広範囲にわたって住民の移動手段を確保している状況にあります。しかしながら、比較的、公共交通が充実している本市においても、人口減少や運転手不足など公共交通を取り巻く現状は厳しく、将来にわたって維持・存続させていくためには、限られた輸送資源を最大限有効活用し、持続可能な公共交通網を構築していくことが求められております。そのため、複数の公共交通サービスが乗り入れる鉄道駅や、病院・市役所などの人々が集まるような場所を交通結節点として設定いたしまして、各地区を経由するコミュニティバスや移動不便地域に対応する交通サービスをつなげることで、様々な地域の方が交通サービスを乗り継いで目的地に到達できる、人と町が結ばれるような公共交通体系を考えております。現在策定中の取手市地域公共交通計画案では4つの基本方針を定めており、行政・交通事業者・市民が協力し合い、ともに公共交通を支え維持していく、目指すべき公共交通の在り方として、「公共交通を活かし共に生きるまちとりで」という将来像を掲げているところでございます。基本方針等の具体的な内容につきましては、担当部長から答弁させていただきます。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

都市整備部長、浅野和生君。

○都市整備部長（浅野和生君） それでは、副市長の補足答弁をさせていただきます。スライドのほうを御覧いただきたいと思います。

〔都市整備部長 浅野和生君資料を示す〕

○都市整備部長（浅野和生君） 基本方針——基本方針につきましては、これまでの調査などから抽出した課題を基に大きく4つにまとめております。まず1つ目の基本方針「総合的な公共交通体系の構築」でありますが、将来、1つの交通手段が様々な目的地をカバーするような運行が困難になると予想されます。そのため、複数の公共交通が乗り入れる交通結節点におきまして、鉄道やバスなどを乗り継いでいくことによって目的地に到達できる交通ネットワークを整備するため、交通サービス同士の接続性を強化するほか、交通手段ごとの役割分担を明確にし、移動不便地域の特性に合わせた移動手段を検討するなど、ネットワーク全体での利便性の高い公共交通体系の構築に取り組むことを示しております。

2つ目の基本方針「利用実態とニーズを踏まえた公共交通への再編」では、地域や世代によって異なる利用実態とニーズを踏まえた交通モードの配置を検討するとともに、路線バスとコミュニティバスの重複運行区間を解消することによって交通事業者の収益性を改善し、効率的な運行につなげていくことを示しております。

3つ目の基本方針としまして「限られた輸送資源、財源を有効活用するためのコミュニティ交通の整理・再編」では、鉄道、路線バス、タクシーなどの限られた輸送資源をいかに有効活用するかという点に加えまして、既存の公共交通では対応できない地域に対しては、地域の特性に合わせた移動手段の導入の検討も必要になることに触れております。ま

た、福祉の移送サービスにおきましても人員不足の状況にあることから、福祉と公共交通の役割分担を明確にし、利用者や地域の特性に合わせたコミュニティー交通の整理と再編を進めていくことも示しております。

最後に4つ目の基本方針としまして「公共交通を将来に残す市民意識の醸成」では、公共交通を確保・維持していくためには、市や交通事業者による取組だけではなく、市民の皆さんの積極的な利用による支援が必要となるという考え方を示した上で、そのためにも情報発信や啓発活動を通して公共交通に対する理解を深めてもらう機会を増やし、生活の中に公共交通を取り入れる意識の醸成を図っていくことを方針として定めております。こうした基本方針や将来像の考え方を、今後展開していく施策の土台として皆様に広くお示しをしていきたいと考えているところでございます。

[都市整備部長 浅野和生君答弁席に着席]

○議長（山野井 隆君） 佐藤隆治君。

○20番（佐藤隆治君） 副市長、部長、御答弁ありがとうございました。私からではなく、執行部のほうから資料を出されての御答弁いただくというのは、大変まれなケースであり、よく理解できました。ありがとうございます。

それでは2つ目になりますけれども、計画を推進していくための施策ということでございます。ただいまの御説明で、計画の基礎となる基本方針や直面する交通課題に対して、将来、取手市がどのような公共交通体系を目指しているかについて整理されているということは理解しました。以前、議会でもお話をさせていただきましたが、人員や財源といった資源が限られている中で、公共交通の維持を図っていくためには、持続可能な施策が必要であり、それを踏まえた交通計画であるべきだと考えております。まさに持続可能な公共交通に向けた実効性が問われる部分であると考えております。

また、公共交通網の構築、維持・存続は、行政だけで完結できるものではなく、交通事業者や関係団体、そして市民の皆様など、多様な主体が一体となって取り組んでいかなければ成り立たないものでございます。また、市内の地域性も多様であり、中心市街地と郊外では交通のニーズが非常に異なっております。そのために、画一的な施策ではなく、地域の実情に応じた柔軟な取組が求められます。今回の計画では、基本方針に基づいた施策が示されておりますが、これらの施策がどのように将来像の実現につながるのか、市民の皆様にとっても非常に関心の高い項目であると考えております。そこで伺います。計画において示されている将来像を実現するために、市としては今後どのような取組を行っていくのか。肝腎な部分になりますので、将来にわたって公共交通を維持・存続させていくためにどのような施策を進めているかについて、お示しをいただけますようお願いします。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

都市計画課長、中村大地君。

○都市計画課長（中村大地君） 佐藤議員の御質問に答弁いたします。本計画につきましては、今後、人口減少や運転手不足、人件費や物価の高騰といった様々な要因により公共交通の利用者が減少し、これまでのようなサービス水準の維持が困難になっていくことが

予想される中でも、持続可能な公共交通網を構築し、住民の移動手段として将来に公共交通を残していくために、様々な事業を展開していく際の基本的な考え方を定めたマスター プランとなる計画でございます。そのため、計画の中では今後、個別具体的な取組を進めていくための足がかりとなるような内容の施策を定めております。施策につきましては、基本方針を踏まえまして、公共交通ネットワークの再編、公共交通のサービスの連携強化、公共交通の周知・利用促進の大きく3つを定めております。

まず、公共交通ネットワークの再編につきましては、市内を運行する公共交通全体のネットワーク形成に関する取組をまとめた施策でございまして、高い利便性を持つ鉄道や路線バスを維持していくために、鉄道や路線バスを補完しているコミュニティバスによる鉄道駅のアクセス性の向上や、路線バスとの重複区間の解消といった収益性の改善につなげる事業などを展開しながら、公共交通ネットワークの再編を進めていくというものでございます。このように市の全体的な公共交通ネットワークを形成していく中で、地域のニーズに合わせた交通手段を構築していくために、移動不便地域への交通サービスの導入検討など、将来にわたって市民の移動手段を確保していくための取組を進めてまいります。

次に、公共交通のサービスの連携強化ですが、将来は交通結節点の乗り継ぎを主とした公共交通の利用促進を考えておりますので、交通結節点の充実を図るものとして、上屋の整備などや接続性の高いダイヤに改正するほか、各公共交通をスムーズに乗換えられるよう多様化する決済手段への対応など、待合環境や乗り継ぎ環境を向上させることのような取組を進めていくための施策となります。

最後に、公共交通網の周知・利用促進につきましては、将来像でもお伝えさせていただいているとおり、持続可能な公共交通網を構築していくためには、市民の皆様による積極的な利用も重要となってくるため、利用する方に寄り添った分かりやすい情報発信を行っていく必要があることや、日常生活における移動手段の選択肢として、公共交通を取り入れてもらう意識の醸成が大切であるとの考え方の下、設定した施策でございます。こうした施策に基づいた事業を着実に実施していくことにより、持続可能な公共交通網の構築を目指してまいります。以上です。

○議長（山野井 隆君） 佐藤隆治君。

○20番（佐藤隆治君） 御答弁ありがとうございました。よく理解できました。それでは次の質問に移らせていただきます。

[20番 佐藤隆治君資料を示す]

○20番（佐藤隆治君） 3つ目ですが、移動不便地域への対応や今後の計画策定等に係る予定ということで、まず1つ目に移動不便地域への対応ということで質問させていただきたいと思いますが、今回ご説明いただいた各施策につきましては、素案を拝見しますと、様々な事業を定めていただいているので、事業の効果を検証しながら取手市に合ったものを選択していただければと思っております。その中でも私としましては、住民の方々の移動手段の確保として、現在、公共交通が行き届いてないような公共交通空白地区、以前と言ひ回しが変わりましたが、移動不便地域への対応というのが一番難しく重要な部分

であると考えており、とりわけ市民の皆様からの関心がここに集中しているものだと思っております。現在、市内には路線バスやコミュニティバスが通らず、自家用車以外の移動手段が確保されていない地域が点在しております、特に高齢者からは、「買物や通院に不便だ。外出を控えてしまう」といった声が寄せられております。これは単なる交通の問題にとどまらず、クオリティー・オブ・ライフの低下、社会参加の減少といった、広い意味での地域課題につながり得る問題であると思っております。一方で、移動不便地域への交通サービス導入は、デマンド型交通以外にも多様な事例が見られますが、それぞれにメリット、デメリットがあると思います。後年度の負担、これは本当に大切だと思うんですけれども、取手市としても慎重な検討が必要であると思っております。そこで伺います。市として、現在の移動不便地域への対応について、どのような手法を考えているのかお聞かせください。

○議長（山野井 隆君） 都市整備部長、浅野和生君。

○都市整備部長（浅野和生君） お答えさせていただきます。移動不便地域への対応でございますけれども、本計画の中でも大きなテーマとなっておりまして、他地区の事例を研究したところ、デマンド型交通やタクシー券、車両を小型化したコミュニティバスでの団地への乗り入れなど、地域の実情に——状況に応じまして様々な選択肢がございます。しかしながら、計画書にも記載させていただいておりますとおり、どの手法も一長一短でございまして、中山間地域と交通網の発達した地域では導入の適性も変わりますので、取手市への導入に際しましては、どういった手法が最も適しているのかにつきましても、国が推し進めている手法も含め、並行して検討整理しているところでございます。今後、関係各課はもとより、学識経験者、交通事業者、国や県の担当者などが委員となっております地域公共交通会議の場におきましても、様々な協議を重ねた上で、具体的な交通サービスの実施計画というものを定めていく予定でございます。

○議長（山野井 隆君） 佐藤隆治君。

○20番（佐藤隆治君） ありがとうございます。よく理解できました。次に、今後の計画策定等に關わる予定ということでございます。移動不便地域について、明確に実施計画として検討を進めていることは理解できました。また、移動不便地域への対応について、市町村によって地形的な条件や対象とする方の属性なども多種多様で、他の自治体で導入している手法をそのまま導入しても、必ずしも取手市に合っている制度にはならないということも理解しました。しかしながら、移動に困る市民の方々にとって、一日でも早い対応を求めていることも事実でございます。取手市にとってよい制度となるよう、交通会議の専門的な意見を聞きながら一日でも早く進めていただきたいと思っております。

次に、本計画全体の今後の予定について伺います。地域公共交通計画の策定に関する今後のスケジュールについて、現時点でお示しできる範囲をお願いいたします。

○議長（山野井 隆君） 都市計画課長、中村大地君。

○都市計画課長（中村大地君） お答えいたします。マスタープランである本計画の策定に係る予定でございますが、パブリックコメントは1月の5日まで実施しておりますので、

そこでいただいた御意見などを取りまとめまして、2月の中旬から下旬に、市議会の皆様や地域公共交通会議などにパブリックコメントの結果を御報告させていただきます。計画に関しましては、必要に応じて御意見を計画に反映いたしまして、地域公共交通会議での承認、また、市の内部での決定を経て、3月の下旬頃にパブリックコメントの結果とともに計画の公表を行う予定でございます。市民の皆様からの御意見を反映した計画案ができましたら、改めて議員の皆様にもご報告申し上げる予定でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（山野井 隆君） 佐藤隆治君。

○20番（佐藤隆治君） 御答弁ありがとうございました。それでは今後のアクションプランについてということなんですが、最後に、計画の実行段階であるこのアクションプランについて伺いたいと思います。本計画はあくまでマスタープランであり、この計画を策定することがゴールではなく、これを踏まえて実際にどういった事業に取り組んでいくかが大切であると思っております。具体的な事業の実施に向けた実施計画であるアクションプランも、同様に作成を進めていく必要があると思います。本当に重要なのは、この計画を基に5年間の計画期間の中で、具体的にどの事業を、どの年に、どのような形で進めていくのかということであるのかと思っております。

[20番 佐藤隆治君資料を示す]

○20番（佐藤隆治君） こちらのスライドのほうを御覧になっていただきたいと思います。計画書にスケジュールが記載されていましたのをちょっとまとめさせていただきましたが、計画には、主要な事業の展開時期がイメージで示されております。これは市民にとって、いつ何が動き出すのか分かる大切な情報であり、計画の実現、施策の落とし込む極めて重要な工程であると思っております。そこで、お伺いをいたします。アクションプランの作成状況、また、今後の事業実施に向けた準備の状況など、現時点での進捗をお願いいたします。

○議長（山野井 隆君） 都市整備部長、浅野和生君。

○都市整備部長（浅野和生君） お答えさせていただきます。市といたしましても、地域公共交通計画の策定につきましては、取手市の公共交通の持続可能あるべき姿に向けて、各種の事業に取り組んでいくための新たなスタートラインであると認識をしているところでございます。そのため、アクションプランにつきましても、本計画と並行して作成を進めているものも幾つかございまして、市の公共交通の現状に合わせた制度設計ができるよう、府内だけではなく、関係する交通事業者とも様々に協議を重ねているところでございます。特に令和8年度の中盤から実施を予定している事業に関しましては、具体的なアクションプランの内容が整った暁には、速やかに実施に移れるように準備を進めてまいりたいと思っているところでございます。

○議長（山野井 隆君） 佐藤隆治君。

○20番（佐藤隆治君） 御答弁ありがとうございました。市として地域公共交通計画の策定を、公共交通の将来像を描くための確かな出発点として位置づけをして、着実に取組

を進める覚悟を感じたところでございます。また、アクションプランにつきましても、具体的な時期には言及されておりませんが、計画と並行して具体化を図り、関係事業者と丁寧に協議を進められていることと思い、その姿勢を強く感じたところです。特に、令和8年度から実施を予定されている事業に関しては、アクションプランの内容が整い次第、速やかに実行に移していくこと準備を進められているということであり、本市の交通施策を前に進める強い意志を改めて感じております。地域公共交通は市民の皆様の日常を支える重要な社会基盤であり、将来にわたり持続可能な形で維持していくことが求められます。本計画が単なる理念の提示にとどまらず、地域の実情に応じた具体的な施策として着実に実行され、市民の皆様の移動の安心につながることを期待しております。

結びになりますが、市には本市の公共交通の未来を切り開くためにさらなる御尽力をお願いするとともに、市民の皆様の期待に応える確かな前進を強く望み、私からの質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（山野井 隆君） 以上で、佐藤隆治君の質問を終わります。

続いて、久保田真澄さん。

〔9番 久保田真澄君登壇〕

○9番（久保田真澄君） 公明党の久保田真澄です。今回は、独り親家庭の支援について、HPVワクチンについて、障がい者福祉についての3点にわたり一般質問を行います。令和7年第2回の一般質問では、母子家庭の就労支援について取り上げさせていただきましたが、今回は養育費の取決めにかかる経費の一部助成について取り上げます。令和6年5月17日に民法の一部を改正する法律が成立しました。この改正は、父母の離婚後の子の養育に関する見直しが趣旨となっており、父母の離婚等に直面する子の利益を確保するため、子の養育に関する父母の責務を明確化するとともに、親権・看護・養育費・親子交流・養子縁組・財産分与等に関する民法の規定を見直すもので、令和8年5月までに施行されます。養育費は、親権の有無にかかわらず別居親が支払う義務があります。しかし、国が2021年に実施した調査によると、離婚後に養育費を受け取っている母子世帯は28.1%、父子世帯は8.7%となっています。子どもに会えないので支払うのをやめたといった感情の対立や、別居親の収入減などの経済的な状況が複雑に絡み、滞るようです。裁判で差し押さえようとしても、公正証書などの公文書が必要です。元配偶者から暴力を受けていて、今後一切関わりたくないと請求を避けるケースがあります。こうした未払いが要因の一つとなり、独り親世帯の総体的貧困率は44.5%と高い数値となっています。貧困の一因とされるのが、離婚時の養育費の取決めとされています。市では、離婚後の養育費の取決めについて、現状などは把握されているのでしょうか。

〔9番 久保田真澄君質問席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

こども部長、助川直美さん。

〔こども部長 助川直美君登壇〕

○こども部長（助川直美君） 久保田議員の御質問に答弁いたします。離婚後の養育費の

取決め状況につきましては、プライバシーの問題もあり全数把握は実施しておりませんけれども、国が令和3年度に実施しました全国ひとり親世帯等調査では、「取決めをしている」と答えた方が、母子世帯で46.7%、父子世帯で28.3%となっております。児童扶養手当の受給申請をしている方で養育費を受け取っている方の取手市の状況につきましては、把握はできている状況でございます。

[こども部長 助川直美君答弁席に着席]

○議長（山野井 隆君） 久保田真澄さん。

○9番（久保田真澄君） 児童扶養手当の受給申請の状況を把握しているということでしたけれども、具体的な数値についてお示しください。

○議長（山野井 隆君） こども政策課長、高中 誠君。

○こども政策課長（高中 誠君） お答えいたします。令和7年11月20日現在、取手市在住で児童扶養手当の受給申請を行っている母子、父子を併せた742人の状況を見ますと、養育費を受け取っている方は235人で全体の31.7%となっております。

○議長（山野井 隆君） 久保田真澄さん。

○9番（久保田真澄君） 今現在、取手市の現状をお聞きしただけでも、養育費を受け取ることが厳しい現実が伺えます。養育費の取決めは、子どもの健やかな成長に必要なことであり、独り親家庭の貧困対策の一つでもあると考えます。独り親家庭の生活の安定と子どもの健やかな成長のために、養育費の取決めにかかる経費の一部を助成する事業が全国的に展開されています。ある自治体の例を見ますと、1、公正証書作成にかかる費用、上限が1万7,000円まで、父母の間で強制力のある書面、公正証書などを取り交わしておく。2、養育費保証契約に要する費用、上限5万円まで、養育費の未払いが発生したときのために立替え払いなどを受けることができる保証契約を、保証会社と締結することが有効です。3、裁判外紛争解決手続、上限5万円まで、中立公正な第三者、調停人の支援のもとで相手と話し合い合意を目指す民間の手続です。多くの自治体でこの養育費確保補助金事業が行われており、茨城県内では水戸市とつくば市が実施しております。取手市では、養育費の取決めの支援やその費用の補助についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（山野井 隆君） こども政策課長、高中 誠君。

○こども政策課長（高中 誠君） お答えいたします。つくば市、水戸市が養育費確保事業を実施していることは、こちら担当課としても把握はしているところでございます。市といたしましても、国が掲げるひとり親家庭等の自立支援策である子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策、経済的支援策の4つの支援策を推進していく中、民法改正施行を目前に控え、従来の独り親支援のほか、離婚前後の支援として何ができるのか、また、独り親のニーズを見極める必要があることから模索をしているところでもございました。そのような中、こども家庭庁から事業委託を受け相談実績が豊富な豊島区の養育費・親子交流相談支援センターの御協力をいただき、初めての取組として、養育費・親子交流に関する個別相談会を令和8年2月13日に実施する運びとなりました。市といたしましては、民法の一部を改正する法律における、養育費・親子交流・財産分与等の規定の見直

しに関する内容を踏まえ、新たな取組である個別相談会を実施しながら、市の現状・課題・支援の方向性を検証し、養育費・親子交流相談支援センターや茨城県ひとり親家庭等自立支援センター等と連携を図りつつ、養育費の取決めをはじめとした離婚前後の支援について、今後も引き続き調査研究を進めてまいりたいと考えております。

○議長（山野井 隆君） 久保田真澄さん。

○9番（久保田真澄君） 市で初めての取組となる養育費・親子交流に関する個別相談会ですけれども、具体的な内容、周知についてをお伺いいたします。

○議長（山野井 隆君） こども政策課長、高中 誠君。

○こども政策課長（高中 誠君） お答えいたします。定員は6名で、11月15日号の広報及びホームページで周知し、当日は市の職員も同席させていただき、窓口相談の体制を整える予定でございます。相談内容につきましては、離婚を考えている方、離婚した独り親の方を対象としまして、養育費や親子交流について、1人30分程度の相談を実施してまいります。

○議長（山野井 隆君） 久保田真澄さん。

○9番（久保田真澄君） ありがとうございます。離婚を考えている方や離婚した独り親の方にとって、自治体で開かれるこういった相談会は心強いと思いますけれども、今後になりますけども、この事業というの続けられるのでしょうか。

○議長（山野井 隆君） こども政策課長、高中 誠君。

○こども政策課長（高中 誠君） お答えいたします。今回、初めての取組となりますので、まずは実施してみてどのような形になるかというところでございますが、相談を含めまして、どのような支援の在り方がいいか、継続して検討してまいりたいと考えております。

○議長（山野井 隆君） 久保田真澄さん。

○9番（久保田真澄君） 離婚相手から子どもの養育費が支払われず、困窮する独り親世帯は少なくありません。取手市でも、ニーズを把握していただき、苦労されている独り親家庭の一助になるこの事業の取組を検討していただきたいと思います。以上でこの質問は終わります。

次に、HPVワクチン（ヒトパピローマウイルスワクチン）についてお伺いいたします。子宮頸がんは、年間で約1万人の女性が罹患し、3,000人近くの方が亡くなっています。20歳代から増えはじめ、若い子育て世代の女性に多いことから、マザーキラーとも呼ばれています。主な原因のHPVは性交渉の際に感染ですが、ワクチンで感染を防げるため、WHOは、子宮頸がんの撲滅を目指してワクチン接種を推奨しています。そこで、HPVワクチンの公費接種の機会を逃した1997年4月2日から2008年4月1日生まれの女性を救済する、キャッチアップ期間の接種状況についてお伺いいたします。

○議長（山野井 隆君） 健康福祉部長、彦坂 哲君。

〔健康福祉部長 彦坂 哲君登壇〕

○健康福祉部長（彦坂 哲君） ただいまの久保田議員の御質問に御答弁いたします。H

P Vワクチンキャッチアップ期間の接種状況について申し上げますと、本市では令和4年度から令和6年度までのキャッチアップ期間に該当する平成9年度から平成20年度生まれの女性に対して、積極的な情報提供を行い、対象者に対して個別通知や広報活動を通じて接種機会を確保するための取組を行ってまいりました。さらに、キャッチアップ期間が令和7年度まで延長され、公費での接種を受けることが可能となったことから、現在も引き続き接種率の向上を目指して取り組んでいるところでございます。このキャッチアップ期間の延長につきましては、令和4年度から令和6年度までの期間にHPVワクチンを1回でも接種した方に対し、接種機会を継続して提供するものとなっております。その上で、キャッチアップ期間の実績を申し上げますと、令和4年度は対象者3,903人、うち接種数297人、接種率は7.6%、令和5年度は対象者4,410人、うち接種数415人、接種率は9.4%、令和6年度は対象者4,937人、うち接種数1,077人、接種率は21.81%、令和7年度上半期——9月30日までの実績になりますが、対象者657人、うち接種数は210人、接種率は31.96%と、段階的に伸びてきている状況と考えております。引き続き、接種の予約方法や実施医療機関の情報提供を行い、スムーズな接種が進むよう支援し、多くの方々が安心して接種を受けられるように努めてまいります。以上です。

〔健康福祉部長 彦坂 哲君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 久保田真澄さん。

○9番（久保田真澄君） 詳細な御答弁ありがとうございました。キャッチアップ期間の接種率は段階的に伸びていて、個別通知や広報活動などによるものと理解いたしました。キャッチアップ期間は令和8年3月末で終了しますが、定期接種の対象者に対しても個別通知等の勧奨を行っているのか、お伺いいたします。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

健康福祉部次長、関口勝己君。

○健康福祉部次長（関口勝己君） それでは久保田議員の御質問に御答弁させていただきます。HPVワクチンの定期接種予防につきましては、小学6年生から高校1年生相当年齢の女子が対象となります。取手市では、現在、定期接種の開始となる小学6年生、及び定期接種の終了を迎える高校1年生相当年齢の女子を対象に、個別通知を行っているところでございます。また、レッツトライ高校生講座に参加されました女子生徒の皆さんにパンフレットを配布した啓発活動も行っており、対象者の方に接種の機会を確保する取組を進めているところでございます。以上です。

○議長（山野井 隆君） 久保田真澄さん。

○9番（久保田真澄君） 定期接種についてですが、宮崎市は接種率が急増していて全国から注目されています。その取組を見てみると、個別通知は年4回、公立中学校全てで出前講座を開き、できるだけ保護者世代に働きかけたいため授業参観日に開催となっていました。若い世代の健康を守る上で、子宮頸がん予防のためのHPVワクチン接種は、非常に重要な役割を果たしています。先ほど取手市では小学校6年生・高校1年生相当年齢の女子を対象に個別通知を行っていると伺いましたが、定期接種の中間期となる中学2年生

にも個別通知を行うことを提案いたしますけれども、市の見解を伺います。

○議長（山野井 隆君） 健康福祉部次長、関口勝己君。

○健康福祉部次長（関口勝己君） お答えさせていただきます。久保田議員の御提案、ありがとうございます。定期接種の中間期となる中学2年生にも個別通知を実施するという御提案につきましては、接種率の向上や接種漏れの防止につながる可能性があると考えております。複数回の個別通知を行うことにより、未接種の方や情報が行き届かなかった家庭に対して、再度、接種の機会を提供できるものと思われますので、啓発活動を強化する上で効果的と考えております。今後、個別通知の効果を最大限に引き出すためには、通知回数のほかに、学校や医療との連携、さらなる啓発活動の強化も重要になりますので、総合的な取組の中で検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 久保田真澄さん。

○9番（久保田真澄君） ありがとうございます。ぜひ総合的な取組について、前向きな御検討をお願いいたします。

次に、男子のワクチン接種についてです。以前、HPVワクチンは子宮頸がん予防のワクチン、女性が接種するものと考えていましたけれども、今は男子も接種することを推奨されています。県内でも龍ヶ崎市・水戸市・土浦市・石岡市・河内町で男子の接種費用の助成が行われています。男性がHPV感染によって罹患する可能性がある疾患として、肛門がん、中咽頭がんや尖圭コンジローマなどが挙げられます。また、男性に定期接種を拡大することにより、国民全体のHPV関連がんへの罹患・死亡を減らすことが期待されています。男女に接種が進むオーストラリアでは、子宮頸がん撲滅に近いと言われております。取手市においても、男子のHPVワクチン接種費用の助成を導入するお考えについてお伺いいたします。

○議長（山野井 隆君） 健康福祉部次長、関口勝己君。

○健康福祉部次長（関口勝己君） 久保田議員の御質問に御答弁させていただきます。男子へのHPVワクチンの接種につきましては、国のワクチン評価に関する小委員会において、定期接種化に係る議論を進めているところではございますが、幾つかの課題があり、引き続き薬事承認の状況を注視しつつ、議論を継続するとしております。具体的に申し上げますと、HPVワクチンの男子への接種に関しましては、一定の安全性や有効性を認めているものの、さらなる予防効果をどの範囲まで持たせるのか、また接種回数をどうするか等の議論を行っている状況であり、現時点では男子への定期接種や公費助成についての具体的な方針は示されておらず、引き続き科学的な根拠の収集と評価が行われている段階しております。

一方で、久保田議員から御紹介いただきました、個々の自治体が独自に判断して助成を行っているケースもあり、茨城県内でも幾つかの市町村が全額助成を実施していることは承知しているところでございます。取手市といたしましても、住民の健康を守るために施策を推進することは重要であると考えますが、国の動向を見据えつつ、他自治体の事例や効果の検証を参考にしながら、慎重に状況を注視してまいりたいと考えております。以上

です。

○議長（山野井 隆君） 久保田真澄さん。

○9番（久保田真澄君） 最後に、男子のH P Vワクチン接種に対する認知度が低いように思われます。適切な情報提供と認知度を高める取組をお願いいたします。

○議長（山野井 隆君） 健康福祉部次長、関口勝己君。

○健康福祉部次長（関口勝己君） お答えさせていただきます。これまでも、市民の皆様にH P Vワクチンの有効性や接種の重要性につきましては、キャッチアップ期間及び定期接種の接種率の向上を図るため、対象者への個別通知やパンフレット、市ホームページ等において情報の提供を行ってまいりました。今後さらにH P Vワクチンの正しい情報を幅広く伝えるため、学校や地域の保健活動を通じた啓発活動や、医療機関との連携による情報提供、パンフレットや市の公式アカウントを活用したデジタル発信などの広報活動を検討し、認知度を高めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 久保田真澄さん。

○9番（久保田真澄君） 先日、がん種ごとの5年生存率の記事が新聞に掲載されました。そこには、胃がん、肺がん、大腸がんなど、多くのがん種で向上していましたが、膀胱や子宮頸部は低下となっていました。市ではこれまでも市民の健康を守る様々な施策を行っていただいておりますけれども、これからも取手市民がよかったですと思っていただけるような取組の推進を、またよろしくお願ひいたします。以上でこの質問を終わります。ありがとうございました。

続いて、最後に、医療福祉費支給制度（マル福）の精神障がい者への適用についてお伺いいたします。今回、資料を請求させていただきました。資料請求によりますと、精神2級全員の方をマル福適用した場合の新規受給者数が820人となっていますが、この820人の根拠についてお伺いいたします。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

健康福祉部長、彦坂 哲君。

○健康福祉部長（彦坂 哲君） ただいまの久保田議員の御質問に答弁させていただきます。820人の根拠ですが、令和7年3月31日現在の精神障害者保健福祉手帳の2級に該当する方が830人となっておりますが、そのうちの10人は、精神2級のほか、他の障がいと複合されることによってマル福の認定要件を現在既に満たしておりますので、残る820人が新規受給者として想定されるというような資料を作成させていただいたところです。以上です。

○議長（山野井 隆君） 久保田真澄さん。

○9番（久保田真澄君） 次に、資料請求によりますと、2つの推計において、1人当たりのマル福給付額が14万8,944円及び15万100円とされておりました。推計の根拠について、お伺いいたします。

○議長（山野井 隆君） 健康福祉部次長、直井 徹君。

○健康福祉部次長（直井 徹君） 久保田議員の御質問にご答弁申し上げます。精神2級

の方の医療費のデータというものが出ていないため、現在マル福対象になっている方の1人当たりのマル福給付額を推計したものでございます。推計1の14万8,940円につきましては、現在、重度心身障がい者の区分でマル福対象となっている受給者全員の令和6年度1人当たりの給付額の平均となっております。推計2の15万100円につきましては、推計1の方のうち、精神障害者保健福祉手帳により認定されている方の直近1年間の給付額平均となっております。精神障がいにつきましては、自立支援医療により自己負担額の軽減が図られている方がいらっしゃるので、推計2のほうが低い金額になるのかなと思いまして算出したところですが、結果的には推計1・推計2、同程度の金額であったものでございます。

○議長（山野井 隆君） 久保田真澄さん。

○9番（久保田真澄君） 提供していただいた資料によりますと、精神2級の方を全員マル福適用した場合、年間で約1億2,000万円程度必要という試算となります。他県では、精神2級の方に所得制限を設ける、入院や外来に限度額を設けて助成を行っている自治体がありますけれども、そういったことは可能でしょうか。

○議長（山野井 隆君） 健康福祉部次長、直井 徹君。

○健康福祉部次長（直井 徹君） ご答弁申し上げます。事務的には所得による制限を設けるですか、入院のみや外来のみ、そこに限度額を設けるということは可能だとは考えております。しかしながら、市独自でマル福制度を拡大するとした場合には、精神障がい者以外の身体障がい者、知的障がい者の拡大はどうするのか。さらに議会におきましても、以前から御要望いただいております小児マル福の自己負担額の撤廃はどうしていくのか。そして、県や他の市町村の動向はどうかなど、マル福制度全体を見据えて、多角的・総合的に調査研究をしていく必要があると考えております。

○議長（山野井 隆君） 久保田真澄さん。

○9番（久保田真澄君） 茨城県では、重度心身障害者医療費助成事業として、2024年4月から精神障害2級を保持し、かつ中度の身体障害者手帳または療育手帳を保持する方をマル福対象者に追加しました。取手市では、先ほど紹介していただいた10名の方が該当されますが、大半の方が適用されないという現実があります。他の障がい者の方たちとの公平性、市の財政状況、他市町村の動向など、市のお考えもあるかと思いますけれども、ぜひとも医療費負担軽減に向けての取組についての、また御検討をよろしくお願ひいたします。以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（山野井 隆君） 以上で、久保田真澄さんの質問を終わります。

続いて、杉山尊宣君。

〔5番 杉山尊宣君登壇〕

○5番（杉山尊宣君） 思いのほか出番が回ってきました。ちょっと12時を過ぎてしまうかもしれないんですけども、もう少しだけお付き合いをお願いいたします。創和会、杉山尊宣です。本日は、夏休み子どもの居場所づくり事業と公民館の施設運営・老朽化対策、さらには井野公民館の大規模改修と公民館運営について、順次、質問をさせていただきます。

す。

質問に入る前に、今回の質問の背景と目的について、少しだけお話をさせていただきます。初めに、日本全体の政策動向を踏まえますと、こどもまんなか社会の実現を掲げ、全ての子どもが健やかに育ち、安心して過ごせる環境づくりを社会全体で支えていく方針を示しております。その一方で、同時に超高齢化社会への対応も極めて重要な政策課題であり、健康寿命の延伸、生きがいづくり、社会参加、介護予防といった高齢者施策の充実も、国・県・市町村に共通して求められております。取手市においても、公民館は長年にわたり高齢者を中心とした生涯学習活動や地域活動の拠点として、市民生活に深く根づいてまいりました。また、中村市長が掲げる政策の一つでもあります、健康で生き生きとした社会の実現の中にもある高齢者福祉の充実、健康づくり支援を念頭に置きながら、地域共生社会の構築、さらには公共施設の再編・長寿命化・多機能化を進め、子育て世代から高齢者まで全ての世代が安心して暮らせる地域づくりを推進していただいているものと認識しております。一方で、現実には、公民館の利用者の中心が高齢者層に偏っている現状や、子ども・若者世代の利用が十分に広がってないという現状、加えて、多くの公民館が高度経済成長期以後の昭和50年代を中心に集中的に整備された結果、築40年から50年が経過し、施設や設備の老朽化が進行しているという、ハード面の大きな課題も避けて通れない状況にあります。このような流れの中で市町村には、限られた財源と人材の中でいかに世代を超えた支え合いの仕組みを構築していくかという、難しくも重要ななかじ取りが求められております。とりわけ公民館は単なる社会教育施設にとどまらず、子どもたちの居場所、高齢者の集いの場、地域活動の拠点、世代間交流の場など、多面的な役割を担う施設へと、その位置づけが少しずつ変わりつつあり、地域共生社会の最前線に立つ施設であるとも考えます。しかしながら、公民館の数は令和6年度文部科学省発表によりますと、全国で1万3,000館と年々減少となっており、地域コミュニティーの拠点である公民館が全国的に減少していく現状は、今後も続いていくものと思います。こうした中で、今年度、本市の公民館において夏休み子どもの居場所づくり事業に新たに取り組まれたことは、単なる一時的なイベントにとどまらず、公民館の役割が高齢者中心の学習の場から、子どもから高齢者までが集う地域の居場所へと変化していく、そんな重要な第一歩であったと思います。子どもたちの安全安心な居場所を確保することは、子育て支援の観点からも重要である中で、そこに中学生や地域の大人が関わり世代間交流が生まれることは、高齢者福祉や地域福祉の観点からも大きな意義を持つものであると思います。しかしながら、こうしたソフト事業の展開が将来にわたって持続するためには、施設の安全性・快適性・バリアフリー性・機能性の確保が不可欠であります。とりわけ老朽化が進む施設については、子どもたちにも高齢者にも安全で使いやすい施設へとアップデートしていくことが、今まさに問われていると感じております。子育て世代支援の充実と高齢者福祉の充実は、決して相反するものではなく、同じ地域の中で同時に実現していかなければいけない課題でもあります。その両立を公民館という身近な公共施設からどのように実現していくのか、その方向性を市としてどのように描いているのかをお聞きしていきたいと思います。

まず初めに、夏休みの子どもの居場所づくり事業について、今年度、公民館では夏休み子どもの居場所づくり事業に取り組んでいましたが、その成果についてお伺いいたします。

〔5番 杉山尊宣君質問席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

教育部長、飯竹 永昌君。

〔教育部長 飯竹永昌君登壇〕

○教育部長（飯竹永昌君） それでは杉山議員の御質問に御答弁させていただきます。今年度、取手市立公民館では、夏休み期間中に子どもたちに安心して過ごせる場所やイベントへの参加機会を提供するとともに、子どもたちに公民館をより身近に感じてもらい利用促進を図るために、新たな取組としまして、「～公民館子どもの居場所づくり事業～」を実施しました。これは、こどもまんなか、子どもの居場所づくりの取組の一環としまして、公民館の活用がこども部から提案されたことを受け、検討し、実施に至ったものでございます。詳細につきましては、担当課長より答弁させていただきます。

〔教育部長 飯竹永昌君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

生涯学習課長、秋山和也君。

○生涯学習課長（秋山和也君） それでは、事業の詳細について、私より答弁させていただきます。事業の内容は、具体的には4つございました。1つ目に、公民館施設の一部を学習のためのスペースとして開放する自習室の開放を、小中高校生を対象に市内4つの公民館で行いました。2つ目に、小学生向けの体験講座を、市内5つの公民館で計10講座、開催いたしました。3つ目に、「公民館で宿題をやろう！」というテーマでイベントを行いました。これは藤代公民館に集まって、書道、絵画、工作といった夏休みの宿題課題をみんなでやろうという小学生向けの事業で、こちらには宿題のサポートとして中学生がボランティアで参加してくれました。4つ目に、恒例となっております公民館においては、今年も夏まつりイベントを行いました。今年の新たな取組としましては、高須公民館と久賀公民館の夏まつりで、藤代中・藤代南中の生徒が運営スタッフとしてボランティア参加いただきました。生徒によっては企画の段階から参画していただいたということで、参加生徒にはよい経験なり、中学生が運営側に参加していることで、例年以上に元気があふれたイベントになったと捉えております。

事業への参加状況でございますが、実習室の利用については、7月26日から8月30日の期間、4公民館で延べ146名の小中学生・高校生が利用されました。子ども向け体験講座につきましては、10講座開催し、延べ124名の小学生が参加しました。藤代公民館の「宿題をやろう！」のイベントには、書道、絵画、工作の3教室で15名、小学生が参加いただきました。夏まつりにつきましては、高須・久賀両公民館で開催し、合わせて約900名の方々が御来場いただきました。体験講座の参加者からは、「子どもが集中して宿題に取り組むことができた」「みんなと宿題ができて楽しかった」「楽しい思い出ができた」などの声が寄せられました。また、宿題サポート教室——「宿題をやろう！」のボラ

ンティアや夏まつりのボランティアに参加した中学生からは、「小学生と交流し、仲よくなれた」「地域活動に協力できてうれしかった」などの声が寄せられました。以上でございます。

○議長（山野井 隆君） 杉山尊宣君。

○5番（杉山尊宣君） 詳細にありがとうございます。それでは今回の——初めてですけども、今回の事業を総括した場合、公民館の役割についてどのような効果があったと評価していますでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 生涯学習課長、秋山和也君。

○生涯学習課長（秋山和也君） 今回の事業によりまして、子どもたちに安心して過ごせる場所や学校以外での学びの場、交流の機会を提供することができたと捉えております。また、参加・御利用いただいた子どもたちには、公民館が身近な居場所の一つであることを意識づけられたと考えております。

○議長（山野井 隆君） 杉山尊宣君。

○5番（杉山尊宣君） ありがとうございます。成果については理解ができました。一方で、課題や今後に向けた改善点についてはどうなお考えでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 生涯学習課長、秋山和也君。

○生涯学習課長（秋山和也君） 課題としましては、事業のPR次第でもっとより多くの子どもたちに御利用いただけたのではないかという振り返りがございます。例えば自習室の開放についても、夏休み中の図書館などの公共施設で勉強する子どもたちの様子を見ますと、もっと多くの子どもたちに学習の場所として提供できたのかなということも考えたところでございます。引き続き、子どもたちのニーズも研究しながら進めていきたいと考えております。

○議長（山野井 隆君） 杉山尊宣君。

○5番（杉山尊宣君） ありがとうございます。それでは、今お聞きしました成果と課題を踏まえまして、来年度以降の展開についてお伺いできればと思います。

○議長（山野井 隆君） 教育部長、飯竹永昌君。

○教育部長（飯竹永昌君） お答えさせていただきます。今年度の夏休み公民館子どもの居場所づくり事業につきましては、一定の成果を上げられたものと考えております。一方で今年度の実施を通して、PR方法などの課題が見えてまいりました。それらの改善を図りながら、子どもの居場所の確保と、子どもたちにより一層公民館を感じてもらえるよう、来年度の事業実施も検討していきたいと考えております。

○議長（山野井 隆君） 杉山尊宣君。

○5番（杉山尊宣君） 現在、やはり公民館の利用者は、高齢者が比較的中心だと思います。子どもたちには、今後一層利用してほしいという市の意向が確認できました。

次に2項目め、各公民館の施設整備の状況についてお伺いします。本市の公共施設は、冒頭でも申し上げたとおり、高度経済成長期の人口増加を背景に整備をされてきており、公民館も例外ではありません。各公民館の状況と今後の施設の維持・更新の計画につい

てお伺いいたします。

○議長（山野井 隆君） 教育部長、飯竹永昌君。

○教育部長（飯竹永昌君） お答えさせていただきます。議員ご指摘のとおり、市立の公民館につきましては、1970年代から1980年代の人口増により、行政需要の高まりに応える形で、一時期、集中して整備されております。1975年に小文間公民館が建築されたのを皮切りに、1987年に相馬公民館が建築されるまで、12年間に13の公民館が建てられました。そのため、どの施設も築40年から50年が経過しており、経年により施設の劣化・設備の不具合に対しては、随時修繕を実施して運営してまいっております。昨年7月には、取手市市民文化系施設個別施設計画を策定し、今後の維持・保全の基本方針を定めたところでもございます。

○議長（山野井 隆君） 杉山尊宣君。

○5番（杉山尊宣君） 今、答弁の中にありました取手市市民文化系施設個別施設計画では、各施設の使用年数・耐用年数については、どのような考えになってますでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 生涯学習課長、秋山和也君。

○生涯学習課長（秋山和也君） 個別施設計画においては、鉄骨構造もしくは鉄筋コンクリート造りである公民館は、長期的に存在すべきと判断された場合で、躯体の健全性に問題がないことを前提として、目標使用年数である80年を目指すということになっております。

○議長（山野井 隆君） 杉山尊宣君。

○5番（杉山尊宣君） 目標使用年数は80年ということですが、その間の改修等の整備についての考え方はいかがですか。

○議長（山野井 隆君） 生涯学習課長、秋山和也君。

○生涯学習課長（秋山和也君） 計画では、あり方検討において長期的に存在すべきと判断された場合は、80年の中間の年である40年目で大規模改修を、さらに20年後の60年目で長寿命化改修を行うことになっております。

○議長（山野井 隆君） 杉山尊宣君。

○5番（杉山尊宣君） ありがとうございます。80年使用を想定する場合、耐久性の性能だったり設備など、技術進歩を見越した設備の更新サイクルの検討はいかがでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 生涯学習課長、秋山和也君。

○生涯学習課長（秋山和也君） 公民館につきましては先ほど答弁しましたとおり、40年で大規模改修、60年で長寿命化改修ということで、基本的な改修期間が20年間ということになっております。改修は施設全体の機能向上を目的としますので、各種設備につきましては、改修実施の時点で適する内容のものを採用していくことと考えております。

○議長（山野井 隆君） 杉山尊宣君。

○5番（杉山尊宣君） 詳しくありがとうございます。全国的には、公民館の子どもの居場所機能や若者の学習スペース、多文化共生拠点だったり、防災への対応など多様化が進んでいると思います。本市も改修時にこうした視点を盛り込んでいく考えはあるのか、お

聞きました。

○議長（山野井 隆君） 生涯学習課長、秋山和也君。

○生涯学習課長（秋山和也君） そもそも公民館につきましては、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進などを図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的としております。一方で、一定区域内の住民の皆様の地域活動の拠点施設としての側面もあり、学習活動のみならず、防災、地域交流、子どもの居場所など、多様な活用がされてきております。このように公民館が求められているものが多様化していく中で、一部自治体におきましては、公民館を「コミュニティセンター」という名称で、社会教育施設ではなく、地方自治法の定めによる公の施設に移行する。またその際に、地域の組織による指定管理運営を導入する事例があることも確認しております。それを踏まえまして当市におきましては、現在のところ公民館をほかの種類の施設に移行する予定は、現在ところございません。引き続き社会教育施設である公民館として、良好な生涯学習環境の維持向上を図りながら、地域の多くの皆様が集まることにより交流が生まれる、地域のコミュニティ拠点としての役割も果たせるよう運営してまいりたいと考えております。また先ほど申し上げました、コミュニティセンター等への移行についても、他自治体の取組につきましては、引き続き注視し、研究してまいりたいと考えております。

○議長（山野井 隆君） 杉山尊宣君。

○5番（杉山尊宣君） ありがとうございます。様々お考えを聞かせていただきました。では、これまで行われましたとあり方検討の結果と、今後の改修などの予定をお伺いいたします。

○議長（山野井 隆君） 生涯学習課長、秋山和也君。

○生涯学習課長（秋山和也君） 2022年度に行いましたあり方検討では、公民館13館のうち、築およそ40年を迎える井野・戸頭・白山・藤代・高須・久賀・相馬南・相馬・六郷・山王の10の公民館の検討を行いました。機能を存続する方針としており、築後55年目に再度あり方検討を行い、長寿命化の実施可否を検討いたします。現在は、公民館の中でも最も総合劣化度が高いと判断されました井野公民館の大規模改修に着手しております。今年度は大規模改修の実施設計を行っており、来年の令和8年度に大規模改修工事実施を計画しております。

○議長（山野井 隆君） 杉山尊宣君。

○5番（杉山尊宣君） ありがとうございます。ここまで各公民館の施設整備の状況ということでお聞きをさせていただきました。それでは、質問事項の3に移ります。今お話にもありましたと、井野公民館大規模改修工事実施設計の進捗と、令和8年度の工事実施と館運営についてということです。現在、井野公民館の改修工事の設計をしているのですが、来年度の井野公民館の運営はどういうような——どのようになりますでしょうか、お願いいたします。

○議長（山野井 隆君） 教育部長、飯竹 永昌君。

○教育部長（飯竹永昌君） お答えさせていただきます。井野公民館の大規模改修工事の実施設計ですが、令和7年7月に契約をしておりまして、年度末の設計完了に向けて順調に作業を進めているところでもございます。工事実施は次年度当初予算での計上を予定しているところでもございます。可決決定いただきましたら、大規模改修工事につきましては令和8年度当初に契約を実施していきたいと考えております。また、井野公民館を開館しながら工事を実施することはなかなか難しく、一定期間休館をさせていただきまして工事を行うことと考えております。

○議長（山野井 隆君） 杉山尊宣君。

○5番（杉山尊宣君） ありがとうございます。今、設計業務ということで——設計業務の次に進捗の状況・詳細というのはどのようになってますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（山野井 隆君） 生涯学習課長、秋山和也君。

○生涯学習課長（秋山和也君） 井野公民館改修工事実施設計につきましては、令和7年7月9日に業務委託契約を締結いたしました。こちらの契約の履行期間は令和8年3月25日までとなっておりますが、意見聴取をまとめ設計しての段階ですので、期間内に業務が完了する見通しでございます。

○議長（山野井 隆君） 杉山尊宣君。

○5番（杉山尊宣君） ありがとうございます。井野公民館多くの利用者の方がいらっしゃると思います。そういう利用者からの要望は改修の内容に反映されているのかを、お伺いいたします。

○議長（山野井 隆君） 生涯学習課長、秋山和也君。

○生涯学習課長（秋山和也君） 井野公民館の大規模改修工事を実施設計するに当たりましては、今年の7月から8月にかけまして、井野公民館を定期的に御利用いただいております約50の団体を対象に、改修に伴う御意見・御要望を調査いたしました。設計者と相談しながら可能な範囲で反映をさせていただいております。具体的には、スリッパの履き替えに関する御要望ですか、トイレの改修に関する要望、またバリアフリーへの対応に関する御要望が団体からは挙げられております。

○議長（山野井 隆君） 杉山尊宣君。

○5番（杉山尊宣君） 様々な要望があり、可能な範囲で反映をしていただくということですけども、バリアフリーに関して、井野公民館については、令和5年の第1回定例会にエレベーターの設置を求める請願が提出されまして、趣旨採択とされております。私にも利用者の声も届いておりましたので、対応を求めたいと思いますが、今回の大規模改修でその点は対応していただけるのか、改めてお伺いしたいと思います。

○議長（山野井 隆君） 生涯学習課長、秋山和也君。

○生涯学習課長（秋山和也君） 今回の大規模改修の内容としましては、基本的には内部の老朽化、劣化した部位や設備の更新になります。バリアフリー化についても設計で検討しております。議員ご指摘の、過去に趣旨採択されました請願で求められたエレベーターの設置についてですが、2階部分への移動方法について、設計の中で様々な昇降設備の検

討を行いました。具体的には、内部にエレベーターを設置する、もしくは別棟を増築してエレベーターを設置する、また椅子式階段昇降機を設置する、などになります。その結果、内部に小型のエレベーターであれば設置が可能ということになったため、その方向で設計を進めております。また、そのほかの手すりの設置や段差の解消なども、可能な範囲で検討し、設計を進めてるところでございます。

○議長（山野井 隆君） 杉山尊宣君。

○5番（杉山尊宣君） 今、答弁ありましたとおり、今回小型エレベーターであれば設置が可能であるという結論になったということですが、エレベーター設置による施設内の各部屋に対する影響なんかはどうなのが、お聞きいたします。

○議長（山野井 隆君） 生涯学習課長、秋山和也君。

○生涯学習課長（秋山和也君） エレベーターの設置検討に当たりまして、一部の部屋で若干間取りの見直しを行う箇所が必要となっております。ただ使えなくなる部屋はありますんで、これまでの御利用者への影響が最小限になるように配慮しております。

○議長（山野井 隆君） 杉山尊宣君。

○5番（杉山尊宣君） ありがとうございます。これまで度々ご要望があったと思いますエレベーター設置ですけども、ついに整備されるということで、大変うれしく思います。ありがとうございます。そうなると、これでエレベーターがない2階建ての構造の公民館は寺原公民館のみになります。今後、検討はされていくのか、お願ひいたします。

○議長（山野井 隆君） 生涯学習課長、秋山和也君。

○生涯学習課長（秋山和也君） 寺原公民館につきましては、本郷一丁目の取手環状線沿いにあり、地形に高低差があったり、玄関も事務室の脇で道路に接するものと、駐車場から入館されるためのものと2か所ございます。このような特殊な構造になっていることもありますて、建物内には階段が複数箇所設置されており、現在の階にエレベーターを設置することは、構造上難しいところがあると考えております。寺原公民館につきましては、改修や改築を行う時期に、バリアフリー、ユニバーサルデザインの導入も検討することと考えております。

○議長（山野井 隆君） また請願出るでしょうか。

杉山尊宣君。

○5番（杉山尊宣君） 構造上の問題や課題も——様々な課題もあり難しいこともあると思いますが、ちょっとあれですけど、寺原公民館についても、最後、エレベーターがないところですので、最善の方法で進めていただくことをお願いをいたします。

それでは井野公民館に戻りますが、工事の発注時期はいつ頃になるか、お伺いいたします。

○議長（山野井 隆君） 生涯学習課長、秋山和也君。

○生涯学習課長（秋山和也君） 令和8年3月議会で予算の議案が承認されましたら、年度が切り替わり次第、速やかに工事の発注手続に着手したいと考えております。

○議長（山野井 隆君） 杉山尊宣君。

○5番（杉山尊宣君） それでは、現在、先ほど答弁にあったとおり休館となるということですけども、想定し得る休館の期間、お伺いいたします。

○議長（山野井 隆君） 生涯学習課長、秋山和也君。

○生涯学習課長（秋山和也君） 現段階の想定ですが、来年6月から再来年の3月の年度末までの、約10か月間を想定してございます。

○議長（山野井 隆君） 杉山尊宣君。

○5番（杉山尊宣君） 10か月ということでした。その休館の際の利用者の取扱いについては、どのように考えていますでしょうか。また利用者からの要望や声は聴いているのか、お伺いいたします。

○議長（山野井 隆君） 生涯学習課長、秋山和也君。

○生涯学習課長（秋山和也君） 11月2日に団体に向けまして、先ほどの想定される休館期間を申し上げながら——お伝えしながら、説明会を開催いたしました。先ほど申し上げました意見の要望調査、また11月の説明会におきましても、井野公民館の改修工事期間中に活動ができる場所をあっせん・紹介してほしい、また他の公民館を優先的に利用できるようにしてほしいといったお声をいただきております。担当課からは、改修工事の期間中の活動場所を全団体に公平にあっせん・紹介することは難しいと考えており、近隣の他の公民館・公共施設などを各団体で御予約いただき、御利用し活動いただきたい旨を御説明させていただいております。

○議長（山野井 隆君） 杉山尊宣君。

○5番（杉山尊宣君） それでは、今ご答弁ありましたけれども、今から工事に入ると思うんですけども、旧井野小学校の今の利用状況と今後の施設の在り方についてはどうでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 教育部長、飯竹永昌君。

○教育部長（飯竹永昌君） 旧井野小学校の体育館につきましては、廃校となった取手市立小中学校の体育施設の利用に関する要綱に基づきまして、廃校となる以前から定期的な活動をされていました一部団体の利用を、暫定的に認めているものとなります。今後の施設の在り方につきましては、施設の老朽化が進んでいるため、平成28年に策定しました旧取手第一中学校跡地及び井野小学校跡地に関する利活用計画書に基づきまして、既存校舎を解体しオープンスペースとして再整備する方針となっております。

○議長（岩澤 信君） 杉山尊宣君。

○5番（杉山尊宣君） それでは、旧一中の体育館の今後の運営についてはいかがでしょか。

○議長（山野井 隆君） 教育部長、飯竹永昌君。

○教育部長（飯竹永昌君） 旧取手一中の体育館及びグラウンドにつきましては、令和8年度から、新たに「取手市立井野体育館」として管理していくことを予定しております。今定例会に、利用日・利用時間・使用料の額を定めるため、取手市立体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の議案を提出させていただいているところでもござ

います。井野公民館の改修工事に伴い、その間の活動場所を検討されている団体におかれましては、この井野体育館を工事期間中の、また新たな活動場所の候補の一つとして御検討いただければと考えております。

○議長（山野井 隆君） 杉山尊宣君。

○5番（杉山尊宣君） 休館の間、いろいろ僕も声を聴いたんですけども、旧井野小学校の利用ですか、周辺の民間のテナント施設等、利用できそうな場所はあるのでしょうか。また検討の余地はあるのか、お伺いいたします。

○議長（山野井 隆君） 教育部長、飯竹永昌君。

○教育部長（飯竹永昌君） 休館中の各団体の活動場所につきましては、井野公民館近隣の公共施設の利用について情報提供をしてまいります。具体的には、小文間公民館・福祉会館・六郷公民館、公民館以外には先ほど申しました、井野体育館・かたらいの郷・取手ウェルネスプラザがございます。既にこれらの施設の御利用のお問合せも入っているような状況の団体もあるということも聞いております。なお、周辺の民間施設につきましては、店舗であったり自治会の施設であったりと、市が管理する施設ではございませんので、休館中の活動場所として利用できるかにつきましては、それぞれの管理者の御判断になるかと考えております。

○議長（山野井 隆君） 杉山尊宣君。

○5番（杉山尊宣君） それでは最後に、今回の改修工事を受けて、施設内設備のアップデートに伴う利用料の変化等はあるのか、お聞きいたします。

○議長（山野井 隆君） 生涯学習課長、秋山和也君。

○生涯学習課長（秋山和也君） 今回の大規模改修によりまして、施設や設備を改修・更新したことによる、その費用を転嫁する形での利用料の値上げは、現在のところ予定しておりません。一部の部屋の面積が改修により変更となる可能性がございますので、その点に関しましては、利用料の見直しを検討する必要もあるのかな——あるかもしれないということで現在考えているところでございます。

○議長（山野井 隆君） 杉山尊宣君。

○5番（杉山尊宣君） 今後、面積変更による利用料の変化等あるものの、改修による費用増についてはおおむねないということで、最後に確認をさせていただきました。ありがとうございました。

以上、公民館運営全般、夏休み子どもの居場所づくり事業の成果と課題、公民館の老朽化対策、そして、井野公民館の大規模改修に伴う具体的な対応について御質問させていただきました。

まず、夏休み子どもの居場所づくり事業については、子どもたちにとって安心して過ごせる居場所を提供し、学びや交流の機会を創出するとともに、中学生のボランティア参加による世代間交流も生まれるなど、公民館の新たな可能性を示す大変意義ある取組であったと感じております。PRの課題など、今後の改善点も先ほど聞かせていただいたところで、ぜひ来年度以降は、さらに多くの子どもたちに届く取組へと発展させていただ

くことを御期待をしております。

また、公民館施設全体の老朽化対策につきましては、長寿命化を基本としながら計画的に改修を進めていく方針が示されました。限られた財源の中で世代を超えて利用され続ける施設として、公民館をしっかりと次の世代へ引き継いでいく姿勢は、大変重要であると受け止めております。今後も利便性の向上を進め、誰もが快適に利用できる環境整備に努めていただきたいと思います。

さらに、井野公民館の大規模改修につきましては、利用者の皆様の声を丁寧に聴きながら、バリアフリー対応や設備更新を進めていること、とりわけエレベーター設置の計画が進んだということは、高齢の方や障がいのある方を含め、誰もが安心して利用できる施設づくりに向けた大きな前進であると評価をいたします。一方で、約10か月に及ぶ休館は、日常的に公民館を利用されている多くの団体や市民にとって、大きな影響を及ぼすこともあります。引き続き、利用団体一つ一つに寄り添いながら、代替施設の案内や情報提供、先ほどお話しした旧井野小の利用ですか、周辺の民間のテナント施設等代替施設についても、柔軟な対応や検討をしていただくことをお願いをしておきます。

子育て支援の充実と高齢者福祉の充実は、どちらも地域にとって欠かすことのできない重要な施策であり、決してどちらか一方を優先すればいいというものではありません。今回の質問を通して、公民館がその両方を支える世代をつなぐ拠点としてますます重要な役割を担っていくことを強く感じました。どうか今後も、公民館を子どもの居場所、地域活動の拠点、誰もが集える共通の場として、「住み続けるほど好きになる街」の実現に向けた市民のための大切な居場所として、時代に即した形で進化をさせていただくことを強く要望いたしまして、私からの一般質問を終わらせていただきます。御答弁ありがとうございました。

○議長（山野井 隆君） 以上で、杉山尊宣君の質問を終わります。

13時10分まで休憩いたします。

午後 0時11分休憩

午後 1時10分開議

○議長（山野井 隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、入江洋一君。

[21番 入江洋一君登壇]

○21番（入江洋一君） 皆さん、こんにちは。会派みらい、入江洋一です。ちょっとお昼を食べ過ぎちゃいまして、おなかがつい——食べちゃいますね、苦しくなっちゃって——育ち盛りなんで、すみません。まさか今日、午後一番になるとは思っておりませんでした。私も議員生活22年目になりますが、今まで初めてじゃないかな、午前中で4人終わったというのは。多分そういう——記憶の中にございませんでした。

[「1時間やって」と呼ぶ者あり]

[笑う者あり]

○21番（入江洋一君） 答弁しますか。——それでは、通告に従いまして、立地適正化

計画の改定について質問させていただきます。初めに、計画改定の進捗状況についてですが、本市では人口減少や少子高齢化の進展、さらには地域を取り巻く生活環境の変化など、まちづくりにおける課題が複雑化する中、限られた財源による持続可能な都市構造をどのように維持・形成していくのか、また高齢者や子育て世代をはじめとする市民の皆様が、安心して暮らし続けることのできる生活環境をいかに確保していくのかが大きな課題となっております。このような中、本市では、令和2年に立地適正化計画を策定し、都市機能の集約や公共交通との連携を図りながら、コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを進められておりますが、策定から5年が経過し、現在は見直し作業を進めているとお聞きしております。そこでまず確認の意味でお聞きいたします。本市が現在、見直し作業を進めている立地適正化計画とはどのような計画であるのか。目的や制度の趣旨、計画内容の概要などについて、御説明をお願いいたします。

[21番 入江洋一君質問席に着席]

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

都市整備部長、浅野和生君。

[都市整備部長 浅野和生君登壇]

○都市整備部長（浅野和生君） それでは、ただいまの御質問にお答えさせていただきます。この立地適正化計画でございますけれども、都市計画法を中心とした従来の土地利用の計画に加えて、居住や都市機能の誘導によって、コンパクト・プラス・ネットワークの形成に向けた取組を推進するため、都市再生特別措置法に基づいて市町村が作成する計画でございます。こうした制度が創設された背景といたしましては、人口減少や少子高齢化を受け、高齢者や子育て世代にとって安心できる健康で快適な生活環境を実現することと財政面及び経済面において持続可能な都市としていくことが求められており、拡散した市街地のままで、人口減少により人口が低密度化すれば、医療、福祉、子育て支援、商業などの都市機能の維持が困難になります。こうした事態に対応するためには、様々な都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導しつつ、その周辺や公共交通の沿線に居住を誘導し、一定のエリアにおいて人口密度を維持することによって、生活サービスやコミュニティの持続性を高めていく必要があり、こうした考え方から、生活サービス機能や居住の誘導と公共交通ネットワークの形成とを連携して取り組むコンパクト・プラス・ネットワークという考え方方が生まれたものであります。こうした制度の趣旨を踏まえまして、本市におきましては、令和2年4月に立地適正化——立地適正化計画を策定したところであり、計画期間は令和2年度から令和21年度の20年間としております。計画におきましては、行政、医療、介護福祉、子育て、商業などの様々な都市機能を誘導する区域としまして、取手駅周辺、藤代駅周辺、戸頭駅周辺の3地区を都市機能誘導区域に指定しております。また、居住を誘導する区域として、市街化区域の中で人口集積の度合いや都市機能誘導区域へのアクセス性、生活サービス機能の利用しやすさといった一定の要件を充足する区域を居住誘導区域に指定しております、市街化区域の約69%の面積を指定しております。また、都市機能や居住を誘導するための様々な誘導施策や、計画推進のための指標・目標

値などにつきましても設定をしているところでございます。

〔都市整備部長 浅野和生君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 入江洋一君。

○21番（入江洋一君） 御答弁ありがとうございました。計画の目的や概要を確認することができました。続きまして、計画改定の具体的な内容についてお聞きします。今回の立地適正化計画の見直しにおいて、具体的にはどのような点について変更や検討を行うのでしょうか。また、その見直しを行う理由や制度上の背景について、御説明をお願いいたします。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

都市計画課長、中村大地君。

○都市計画課長（中村大地君） 入江議員の御質問に答弁いたします。今回の見直しを行う点につきましては、大きく2点ございます。1点目が、計画策定から5年が経過したことから、施策などの実施状況についての評価検証を行うものであり、指標の達成状況を分析いたしまして、必要に応じて指標や目標値の変更などを行い、また施策自体の変更の必要性も検討するものございます。2点目は、新たに防災指針と指針に基づく取組などを定めるものでございます。これらの見直しを行う理由といたしましては、都市再生特別措置法におきまして、立地適正化計画については、おおむね5年ごとに施策の実施状況についての調査・分析及び評価を行うよう努めるようになっております。また、必要があると認めるときは、計画の変更を行う旨が規定されているところでございます。また、防災指針につきましては、同法の改正によりまして、立地適正化計画の中に防災指針に関する事項を定めることが新たに規定されたものでございます。こういった理由で改正を行っております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 入江洋一君。

○21番（入江洋一君） ありがとうございます。ただいまの御答弁で、今回の計画見直しにおいて、指標の検証や施策の再評価、防災指針の追加といった内容を中心に見直しが進められていることを理解いたしました。計画の見直しは、市の将来像を改めて描き直す重要な作業であるとともに、多岐にわたる情報整理や分析、関係機関との調整など、専門的で慎重なプロセスが求められるものと認識しております。そこで次に、その作業の進め方やこれまでの取組状況について具体的に質問してまいります。今回の立地適正化計画の見直しに当たり、これまでどのような作業をどのような手順や方法で進めてこられたのか、防災指針の検討を含め具体的な取組状況についてお伺いいたします。

○議長（山野井 隆君） 都市計画課長、中村大地君。

○都市計画課長（中村大地君） お答えいたします。計画の見直し作業につきましては、今年度当初に着手したところでございます。今まで行ってきた作業につきましては、指標の達成状況を分析し、指標や目標値の変更の必要性の有無の検討を行っております。また、計画策定時からの様々な状況変化を踏まえて、施策自体の変更の必要性についても検証作業を行っております。また、防災指針につきましては、土砂災害や洪水などの災害ハザード

ド情報などを収集・整理した上で、災害リスクの高い地域などを抽出し、地域ごとの防災上の課題を整理し、防災まちづくりの将来像や取組方針などについて検討を行っております。防災指針の作成作業におきましては、府内の防災担当部署と協議調整を行いまして、地域防災計画と整合性を図りながら進めているところでございます。さらに計画の見直し作業を進めるに当たりましては、必要に応じて、茨城県とも打合せを行っております。また進捗状況については、取手市の都市計画審議会の報告を2回行っております。これにより、専門的な見地からの貴重な御意見や御指摘をいただきながら作業を進めている状況でございます。

○議長（山野井 隆君） 入江洋一君。

○21番（入江洋一君） ありがとうございました。これまでの見直し作業の進め方について御説明をいただき、計画改定に向けた検討のプロセスが着実に進められていることを確認できました。次に、これまでの計画の成果と課題について質問をいたします。立地適正化計画は、都市機能や居住を誘導し、持続可能な都市構造を形成するという長期的な視点の下に推進されていますが、その実効性を高めるためには、策定後の取組状況を丁寧に検証し、必要に応じて施策や指標を見直すことが重要であります。そこで、まずは誘導施策の実施状況と指標の達成状況についてお聞きします。計画策定から、これまで、誘導施策の進捗や評価指標の達成状況についてどのように評価しているのか。また、誘導施策や評価指標は、今回の見直しの中で変更を行う必要性があると考えているのかについてお答えください。

○議長（山野井 隆君） 都市計画課長、中村大地君。

○都市計画課長（中村大地君） お答えいたします。計画策定から5年が経過しまして、誘導施策を変更する必要性の有無について検討作業を行ってところでございます。誘導施策につきましては、計画策定からの5年間でほとんど実績がない施策というのもございますが、計画期間が20年というスパンの非常に長い計画でございますので、これらを考えますと、長期的な視点で判断すべきでございまして、20年間のうちの最初の5年間の状況のみで、安易に誘導施策から除外するという判断はすべきではないという観点から、全ての誘導施策につきましては、引き続き誘導施策として位置づけまして、推進を図っていきたいと考えております。また、指標の達成状況につきましては、最新値として把握しているデータが、令和2年度もしくは令和3年度の数値が多くなっております。計画策定時から間もない時期のデータであることから、計画策定の効果や発現しているか——効果が発現しているか否かの判断が現時点では難しくて、本計画策定における効果に関する具体的な評価は困難であります。適正な評価を実施していくには、あと数年間はデータの数値の推移を注視していく必要があるかというふうに判断しております。こうした理由から、基本的には今回の見直しにおきまして、指標や目標値を変えることは時期尚早だと考えているところでございますが、指標の中には、数値を把握している根拠となっております。国の統計調査が中止になったものなどございまして、こうした例外的な場合には、今後、経年的なデータを取ることが不可能でございますので、指標や目標値の見直しを検討する

必要があるかと考えております。

○議長（山野井 隆君） 入江洋一君。

○21番（入江洋一君） ありがとうございます。これまで、施策によっては完了を予定しているものもあり、一定の成果を上げているところですが、一方で、実績が少ない施策や最新の統計データが更新されていないため、評価指標の推移を分析するにはあと数年はかかることが分かりました。また、20年という長期計画において、現時点で早急に施策や評価指標を変更する予定がないことも確認いたしました。しかしながら、この5年間の中で見えてきた課題もあると思いますので、それらについては、今後の取組の中で改善していただければと思います。

次に、防災指針について質問いたします。近年、全国的に自然災害が頻発化・激甚化し、災害への備えとまちづくりを一体的に進めていく必要性は、かつてないほど高まっています。その意味で、立地適正化計画の中に防災の視点を明確に組み込み、将来にわたって安全安心な居住環境を確保していくことは、極めて重要な取組であると考えております。そこで、今回新たに追加された防災指針について、より詳しく質問いたします。まず初めに、今回の計画改定において、防災指針を新たに定めることになった理由についてお聞かせください。また、防災指針の具体的な内容と役割について御説明をお願いいたします。

○議長（山野井 隆君） 都市整備部長、浅野和生君。

○都市整備部長（浅野和生君） お答えさせていただきます。今回、防災指針を定める理由でございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、都市再生特別措置法の改正によりまして、立地適正化計画において防災指針及び指針に基づく取組について定めることとされたためでございます。近年、全国各地で頻発化・激甚化している自然災害に対応するため、防災とまちづくりが連携した取組の重要性が高まっている状況を受けて、法改正がなされたものであります。防災指針は、主に居住誘導区域内で行う防災の対策でありますとか、安全確保の策を定めるものでございまして、災害ハザード情報と都市情報を重ね合わせて、居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能確保を図るための指針となります。

○議長（山野井 隆君） 入江洋一君。

○21番（入江洋一君） ありがとうございます。ただいまの答弁で、防災指針を定める理由や防災指針がどのような性質を持つものなのかについて理解いたしました。

次に、防災指針について、現在どのような内容を検討しているのか、また防災指針を策定するに当たり、災害ハザード情報の整備や都市計画マスターplanとの整合性、市内の地域区分ごとの課題整理など、具体的にどのような手順で作業を進めてきたのかについて、お聞かせください。

○議長（山野井 隆君） 都市計画課長、中村大地君。

○都市計画課長（中村大地君） お答えいたします。具体的な手順ということですが、少し長くなってしまうんですが御説明させていただきます。防災指針を定めるに当たりまして、地域防災計画と整合を図りつつ進めていく必要がございます。まず、作業の流れとい

たしましては、土砂災害警戒区域や浸水想定区域などの災害ハザード情報を収集整理し、それらを踏まえて、災害ハザード情報と建物分布や避難施設の位置、緊急輸送路——輸送道路の経路といった都市情報を重ね合わせて、災害リスクの高い地域などの分析抽出を行います。地域ごとに想定される土砂災害や浸水などの災害リスクと、防災上の課題の整理を行っております。地域の単位といたしましては、都市計画マスタープランとの整合を図るため、都市計画マスタープランにおける地域区分としております。これは、市内を取手駅周辺地域、藤代駅周辺地域、国道沿道地域、北部地域、東部地域、西部地域の6つの地域に分けたものでございます。その上で、防災まちづくりの取組方針を、土砂、洪水、内水、地震などの分類ごとに定めており、例えば、土砂につきましては、土砂災害警戒区域などは、居住の誘導区域から除外し、安全対策を推進することなど方針を定めて定めております。また洪水につきましては、浸水が想定される区域は、堤防整備や調整池などのハードの整備——ハード整備のほか、災害リスクの周知による災害に対する市民や事業者の意識醸成などのソフト施策を行うなどの方針を定めております。また具体的な取組内容やスケジュールを検討することになって——これからなっております。そして、防災指針の内容につきましては、現時点では策定作業を進めているところでございますので、最終的な確定には至っておりませんが、今回の見直しの最も重要な部分でございますので、地域防災計画との整合を図り、連携しながら、居住や都市機能の誘導を図る上での都市の防災に関する機能の確保を推進していくよう、しっかりと定めていきたいと考えております。こうした策定プロセスにおきましては、先ほども答弁させていただきましたとおり、府内の防災担当部署と協議調整を行いながら進めてきたところでございまして、今後も綿密に連携を図りながら、災害に強いまちづくりを進めていくことが重要であると認識しております。

○議長（山野井 隆君） 入江洋一君。

○21番（入江洋一君） ありがとうございます。防災指針について、詳しく御説明をいただきありがとうございました。防災指針の部分は、現在策定作業中であるとのことです。私は今回の改定の肝となる部分であると認識しており、市民が安全安心に生活していく上で非常に重要な部分になると思われますので、防災担当部署と連携してしっかりと定めていただきたいと思います。

次に、改定後の進め方と実効性の確保について、質問いたします。これまで立地適正化計画の改定内容として、誘導施策の見直しや指標に基づく評価、新たに追加された防災指針の位置づけについて質問いたしましたが、今回の改定後の誘導施策を確実に進めていくためには、住民の理解と納得を得ることが重要と考えております。そこで、今後のスケジュールと、その中で住民意見をどのように反映していくか——どのように反映していくかについてお聞かせ願います。

○議長（山野井 隆君） 都市計画課長、中村大地君。

○都市計画課長（中村大地君） お答えいたします。今後のスケジュールにつきましては、計画の見直し案の作成作業を茨城県とともに協議をしつつ、12月中に終えたいと考えて

おります。その後、来年1月にパブリックコメントを行い、改訂版の最終案を作成した上で、来年の3月に取手市の都市計画審議会に諮問を行い、答申をいただきたいと考えております。その上で、都市計画審議会からの答申を踏まえ、来年3月中に改訂版の策定・公表することを予定しております。住民意見の反映方法につきましては、今回は20年間のスパンの長い長期間の計画でございますので、初回の見直しということもありますので。計画内容を抜本的に見直すといった大幅な改定はございませんので、パブリックコメントによって対応したいと考えているところでございます。以上です。

○議長（山野井 隆君） 入江洋一君。

○21番（入江洋一君） ありがとうございます。今後のパブリックコメントや都市計画審議会への諮問といった改定スケジュールと住民意見の反映方式については理解いたしました。

最後に、改定後の計画を確実に実効性のあるものとするための方策について、お聞きしたいと思います。立地適正化計画は、都市機能や居住の誘導、公共交通ネットワークの形成などを通じて、将来的に持続可能なまちづくりを実現するための中長期的な指針でありますので、計画改定後も具体的な施策や取組を計画的に推進し、効果を検証しながら進めていくことが重要であると考えます。改定後の立地適正化計画の実効性を確保するため、今後どのような取組を考えているのでしょうか。具体的には、都市機能誘導や居住誘導に係る施策、公共交通ネットワークの維持・充実に向けた施策など、どのように組み合わせ、連携して推進していくかについてお聞かせください。

○議長（山野井 隆君） 都市整備部長、浅野和生君。

○都市整備部長（浅野和生君） お答えさせていただきます。今後の人口減少、少子高齢化に対応するまちづくりを推進するために、中心市街地の整備促進、都市機能の集積、公共交通網の再編・充実などを進めていきたいと考えております。具体的には、都市機能誘導区域に係る施策として、取手駅西口A街区における市街地再開発事業と複合公共施設整備の推進や、桑原地区活力創造拠点整備事業などが挙げられ、居住誘導に係る施策としては、定住化促進に向けた支援制度、スマイル支援プランの拡充や空き家の有効活用、居住誘導区域外における届出制度の運用などが挙げられます。こうした誘導施策に加えまして、公共交通ネットワークの維持・充実のための支援や、公共交通共通パスなどの導入を検討するといった、公共交通分野に関する施策も推進していくことを考えております。こうした都市機能誘導や居住誘導に係る施策と公共交通に関する施策を組み合わせて連携して推進していくことによって、将来に向かって持続可能なコンパクト・プラス・ネットワーク型の都市づくりを目指していくこととしたいと考えているところでございます。

○議長（山野井 隆君） 入江洋一君。

○21番（入江洋一君） 御答弁ありがとうございました。立地適正化計画の改定については、執行部からの説明により、計画の趣旨や見直しの意義、見直しの内容、今後の方向性などについて理解いたしました。今後のまちづくりを進めていくに当たりましては、人口減少や少子高齢化といった社会構造の変化を的確に見据え、都市機能の集積や居住誘導、

公共交通ネットワークの整備を通じたコンパクト・プラス・ネットワーク型のまちづくりを着実に推進していくことは、ますます重要になるものと考えております。こうした視点を踏まえ、執行部におかれましては、地域の特性や市民生活の実態を十分に考慮しつつ、将来にわたって持続可能で安全安心に生活することができる都市の形成を目指し、立地適正化計画の着実な実施に向けて積極的に取り組んでいただきたいと思います。以上で、私の質問を終わります。

○議長（山野井 隆君） 以上で、入江洋一君の質問を終わります。

続いて、加増充子さん。

[24番 加増充子君登壇]

○24番（加増充子君） 加増充子です。本当に早い、最後の私になってしまいました。質問に入る前に一言、私のほうからも発言させていただきたいことがあるんです。先ほど杉山議員の一般質問の中で、井野公民館に長年の皆さん——地域の皆さんの願いであつたエレベーターが設置されるということが報告ありました。本当に私も、また利用者の皆さんも大変歓迎するものです。うれしいことです。さらに、もっともっと充実させていくようよろしくお願ひいたします。

それでは、質問に移らせていただきます。西口開発について、まず1点目なんですが、区画整理事業、そしてA街区再開発事業を検証するという立場から伺います。平成5年スタートした駅北土地区画整理事業は、事業費が当初153億円から最終的には220億円と膨らみ、令和7年度末で収束を迎えます。実に9回の事業計画見直しを繰り返し、計画あつて計画なしの32年間でした。一極集中の税金投入は、市民生活に大きな影響を及ぼしました。そこで、お尋ねいたします。北土地区画整理事業は、A街区再開発事業との合併施行の方針でありながら、再開発自体の計画も不透明のまま再開発予定地区域の移転・解体に着手しました。実際、再開発参加者は、対象20人から、現在7人と減少してまいりました。区画整理スタートから約20年、そしてさらにA街区移転・解体着手まで十数年、権利者の合意形成の失敗が、事業の遅延と事業費拡大をもたらすことになったと考えますが、御答弁をお願いいたします。

[24番 加増充子君質問席に着席]

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

都市整備部長、浅野和生君。

[都市整備部長 浅野和生君登壇]

○都市整備部長（浅野和生君） それでは、ただいまの御質問にお答えさせていただきたいと思います。議員からもお話ありましたように、32年間ということの長きにわたりました駅北土地区画整理事業は、ようやく終盤を迎えつつあります。その上で、32年間の長期間を要したことによって、どう考えているかという御質問だと思いますので、少々長くなりますが、振り返りを兼ねながらお話をさせていただきたいと思います。この土地区画整理事業——駅北の土地区画整理事業でございますけれども、平成5年に着手をいたしまして32年が経過しております。これまで北部地区から造成を開始いたしま

して、地区の骨格となる都市計画道路を整備しながら、西部地区、B街区、C街区、そしてA街区と、事業計画に沿って街区ごとに効率的な造成を行い、昨年の7月には新しい交通広場の供用を開始をいたしました。この区画整理事業が長い年月を要した原因としましては、1つは、もともと本事業地区は堅牢な建物が点在する既成市街地であったことから、借家人や——借家人等の権利関係も複雑で、建物移転に長期間を要する地区がありました。

また、当事業でございますけれども、国から交付金を受けながら、それを財源として進めている事業でもありますので、一斉に建物移転に着手することはできないことから、事業計画にのっとりながら進めてきたというところでございます。さらには、本地区の一部が軟弱地盤であったことから、その調査の実施や現場状況に応じた対策をそれぞれに講じながら工事を進める必要があったこと。事業区域内の全域にわたって車両や歩行者の通行量が多い地区での工事でもありましたので、利便性や安全性の確保のための仮設道路の整備や安全施設の設置なども不可欠であったことから、整備の完了まで長い期間を要したということが挙げられます。そして、駅前広場をはじめ、既成市街地での再整備であったことから、電気、ガス、水道及び下水道といったインフラ整備の再構築にも長い期間が必要となりまして、それぞれ複数の工事が重複することで作業エリアの確保がなかなか難しく、最短で工事を進めるための同時作業の調整が困難であったことなども、時間を要した一因でございました。一方で、事業を取り巻く社会情勢も大きく変動し、特に整備工事の終盤におきましては、新型コロナウイルスの感染拡大による海外からの材料調達の遅延、そして、その後の急激な経済回復に突入したことによって建設需要が急増したことから、世界的なインフレ、建設資材不足を原因とした様々な分野で価格が高騰いたしました。そうしたことから、本事業におきましても、特にエレベーターや歩行者シェルター、ペデストリアンデッキなどに使用する鉄鋼類をはじめとした、様々な建設資材の価格の高騰時期と工事発注時期が重なってしまったことで、事業費を変更しながら進めてきたというところでございます。施行者といたしましては、価格高騰による事業への影響を最小限に抑えるため、発生土の有料処分を避け、仮置場を確保して対応したり、また複雑なエレベーター設置工事や専門性の高いペデストリアンデッキ延伸工事の設計施工管理を、業務委託せずに職員で対応することで、様々な事業費の圧縮に努めてまいりました。32年という長い年月をかけて進めてきた取手駅北土地区画整理事業ではありますけれども、適宜、社会情勢の変化を見据えながら、最適な事業計画の見直しを図りつつ、取手市の玄関口にふさわしい都市基盤整備を展開してきたところでございます。今後は、区画整理事業の完了手続となる換地処分に向けて、事業を進めてまいりたいと考えております。

〔都市整備部長 浅野和生君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○24番（加増充子君） 担当された職員としては、苦労されたのはよく分かります。ただ、この事業が本当に地権者との合意の下でされてきていたのか、そういうところは大変危惧するところでございます。

次なんですが、A街区は区画整理事業の区域です。しかし、再開発事業の予定地でもあ

ります。本来、再開発事業の都市計画決定は、A街区の工事着手前に行い、再開発で行うべきではなかったんでしょうか。その点について前にも伺ったかと思いますが、再度お願ひします。

○議長（山野井 隆君） 都市整備部次長、稻葉克彦君。

○都市整備部次長（稻葉克彦君） それでは、お答えします。まず市としましては、当初から、駅前の街区を整備することだけ考えていたわけではなくて、地区全体の都市基盤整備を進めてきたところでございます。本事業の6.5ヘクタールの区域は以前より、駅前にもかかわらず4メートル未満の狭隘道路が多くて、側溝や公共下水道が未整備なため、良好な住環境とは言えず、緊急時や防災上の不安を残しておりました。また、地区全体が高低差があり、土地利用に地形的な制約もございました。そのような課題のある中、6.5ヘクタール全体の都市基盤整備が開始され、その効果として、これまでも、一方通行だった県道の拡幅や都市計画道路の整備の実現で回遊性が向上して、歩道の新設・拡幅、照明、案内誘導の機能の配置など、これから駅前にふさわしい景観に配慮した明るい街並みをつくり上げることができました。また、民間による医療モールやマンションの建設、さらには別事業ですが、県施行の四ツ谷橋の架け替えや、治助坂の高低差を解消し、駅前のバリアフリー化に大きな役割を果たす歩行者デッキの新設などは、この区画整理事業を行った契機として実現したものでございます。ですので、このような様々な周辺環境が整備された上でさらなる高度利用を行うため、地権者の皆様がA街区の再開発事業を行うものでございます。ですので、市としましては、当初より駅前の街区のみを施行することではなくて、6.5ヘクタール全体の地区の様々な課題を早期に解消するため、区画整理という手法を用いて事業着手したものと考えております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○24番（加増充子君） 区画整理事業6.5ヘクタール全て、全体を見ながら、考えながらというのは、ごくごく当たり前のことであります。そういう中で、12年前に——平成25年だと思いますが、A街区のビル解体造成工事に着手したということは、合意形成が整わない中でスタートさせたということ——私は記憶にあるんですが、そういうことを残しながら区画整理事業を進めてきて、今日まで延びてしまったという結論で私は受け止めているんですが、その点についてはどうですか。

○議長（山野井 隆君） 都市整備部長、浅野和生君。

○都市整備部長（浅野和生君） お答えさせていただきます。これは、以前にもこの場におきまして、類似した御質問をいただいたことがあったかと思います。その際にも、このA街区周辺の堅牢な建物への解体の仕方、どういう考え方で進めてきたのかという御質問を受けた記憶がございます。その際にもお答えをさせていただきましたけれども、地権者の合意というお話をまず1つ目にありましたけれども、補償させていただくに当たって、交渉に当たっては、前の年、時間的余裕を持ちながら、次年度は交渉をお願いしていく考えですよということをお話ししながら、順次、この都市計画道路に係る部分の建物、そういうところから交渉をお願いをしながら進めてまいりました。そして、その街区を形成する

ところが整った暁に、中心部のほうに建物交渉も進めていったというお話をさせていただいたと思いますし、この合意形成がなかったからとか、そういうことでは決してございませんで、計画的に建物移転のところも、どのようにA街区周辺を、この補償を進めていくかと、そういう計画にのっとりながら進めてきたということでございます。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○24番（加増充子君） 平成5年からスタートした区画整理事業は、区画整理事業と再開発の合併施行でスタートさせるということで始まったと思うんですが、そこに——この開発手法に問題があった——誤りがあったと考えますが、この合併施行ということでは、どのように位置づけて進めようとしたんでしょうか。改めて伺います。

○議長（山野井 隆君） 都市整備部長、浅野和生君。

○都市整備部長（浅野和生君） お答えさせていただきます。「合併施行」ということでの言葉ではございませんで、「一体的施行」ということで進めてきたところでございます。意味的なところは、先ほど次長のほうからお答えさせていただきましたとおり、あくまでも区画整理事業はA街区周辺だけを整備するということではございませんので、6.5ヘクタールの区画整理事業の中にA街区として将来再開発事業を行っていくエリアということで、計画書のほうにうたいながら進めてきたところでございまして、まず区画整理事業による基盤整備が整った暁に、A街区の土地の地権者の皆様が、さらなる土地の高度利用を図っていこうということで考えて再開発事業を進めていくと、そういう前提の下で進めてきたものでございます。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○24番（加増充子君） 時間がないので、これについては、やはり「一体的施行」と言い直しましたけど、「合併施行」ですよね。当時から言われてました。ここに大きな問題があったと私は受け止めて、次の質問を伺います。

A街区再開発について伺います。さきの都市計画決定に向けた説明会では、公共公益施設、図書館を核とした複合施設の市民の質問に対して、執行部は「議題外」と。これに対してそのような言葉でされてしまったわけですが、取手市は、取手駅西口A街区再開発ビル内複合公共施設整備事業基本構想の説明資料で、市はA街区再開発概要について、複合施設と再開発事業は一体不可分だと、このように示してきたわけですよ。当然市民の皆さんからこのような質問も出ることは当たり前だし、説明責任をしっかりと——説明責任をちゃんととするべきだった執行部なんですが、この問題外ということでは、あまりにも、この責任を果たさず市民不在の進め方だということに受け止めざるを得ないんですが、その点についてはいかがですか。

○議長（山野井 隆君） 都市整備部次長、中村有幸君。

○都市整備部次長（中村有幸君） お答えさせていただきます。10月11日土曜日に実施いたしました住民説明会、こちらは都市計画法第16条第1項に基づきまして、都市計画決定手続のプロセスの一環として実施したものであり、取手駅西口A街区における第一種市街地再開発事業の都市計画の原案に関する説明会となります。そのため、説明内容につ

きましては、市が定めようとする都市計画の原案に関する事項が中心となっております。その中で、住民の皆様から複合公共施設についての御質問というのをいただいたわけですが、基本的には都市計画の原案の内容を御説明させていただくという説明会ではありましたが、その中で、その範囲で御説明できる内容は説明をさせていただいたというふうに思っております。なお、複合公共施設の整備につきましては、先ほど議員からもございましたとおり、12月1日に基本構想策定を公表させていただいたということでありまして、現時点におきましては、基本構想の内容より具体的な事項は決定しておりません。こうした複合公共施設に関する具体的な事項につきましては、来年度における基本計画の策定作業において、詳細な検討作業を行う予定であります。その基本計画の策定プロセスの中で、市民アンケートやワークショップ、住民説明会などを実施することを予定しております、こうした機会におきまして、施設の内容などの案をしっかりと説明をさせていただき、また市民の皆さんのお意見を丁寧にお伺いしていきたいと考えております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○24番（加増充子君） 住民の皆さんは、この基本構想が出る前にしっかりと出されましたよね——こういうのがネットで入ってますので、このことについて十分説明が欲しいという切実な声があったわけです。ですから、基本構想ができて、今度、基本計画ができたときに説明会を行うのではなく、最初から——ゼロの段階から市民の声を反映させた計画にしてほしいというのが切実な声がありました。市民の知る権利を保障することは、市が説明責任を果たすことです。そのことによって市民の声を反映させ、合意形成が成り立つ、そういうものであります。公共の福祉に寄与するとした都市計画の目的により、決定権者を取手市としており、その上、そこに公共施設を導入するという方針でありますから、なおさらのこと、それは当然、都市計画決定案の説明に含まれるものであると考えます。市民への説明責任、しっかりと果たすべきだと思います。これを求めます。

次に、2番目に移らせていただきます。地権者の合意形成について伺います。今年の2月に参加者——地権者の減少によって、改めて10月1日に計画変更された都市計画決定に向けた説明が行われました。地権者の合意形成の先行き不安定さは、払拭できないと受け止められます。この観点から伺います。今、開発が予定されている全国の状況を見ると、建設資材高騰等の影響で事業費の高騰や遅延が多く見られます。西口開発もその影響は免れません。総事業費187億円と、最初の計画から10億円も増額されてきました。今後もさらなる事業費の高騰が繰り返されると考えます。見通しとしてはどのように見てますか。

○議長（山野井 隆君） 都市整備部次長、中村有幸君。

○都市整備部次長（中村有幸君） お答えさせていただきます。今後の見通しということなんですが、今後、建築工事コストがどのように推移していくのかにつきましては、これは予想が非常に困難な側面があることは否定できません。そういう意味でも今後、工事費がさらに高騰して総事業費が上昇する可能性も、ないとは言い切れません。とはいっても、事業協力者としましては、こういった現在の状況下におきましても、本市におきまして再開発事業が実現可能であると判断した上で、事業協力者になっていただいておりますので、

強い決意を持って事業協力者になっていただいております。今後、工事費がさらに高騰した場合などには、準備組合と事業協力者、市の3者が協力して、対応策を協議・検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○24番（加増充子君） 次に、地権者の権利変換割合について伺います。さきの一般質問でも伺ってきましたが、平成29年3月、事業計画立案支援業務委託書の中で——業務委託報告書の中で、地権者の敷地が従前の資産価値に見合う権利床に変換される地権者の権利変換資産は1割にも満たない状況であります。このようなことを私も質問の中で伺いました。この地権者の減少で、この土地からビル床への権利変換についてどのように認識しておられるでしょうか。地権者の皆さんとの声とか、そういうのはちゃんと受け止めていらっしゃるんでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 都市整備部次長、中村有幸君。

○都市整備部次長（中村有幸君） お答えさせていただきます。まず、この組合施行の市街地再開発事業におきましては、事業費は、国や市からの補助金以外の部分につきましては、基本的には保留床の床を売却した額で賄うという仕組みになっております。そのため、建築工事コストの高騰などによりまして総事業費が上昇する場合には、事業費を賄うための保留床をその分多く確保する必要性が生じることとなることも考えられます。 such した場合には、保留床を多く確保した分、地権者に権利変換する権利床の面積が減少する可能性も考えられます。しかし、権利変換におきましては、従前の土地や建物の権利の価値——当地区は建物の権利というものはございませんが、その価値を、新しく建てられる再開発のビルの床、こちら権利床ですけども、権利床の権利の価値と等しい価値に置き換える等価交換という考え方になります。等価交換であることから、権利床の面積が減少した場合であっても、地権者の財産的な価値は同等となることとなり、再開発事業の施行によって地権者の財産的な価値が減少するといったことは、再開発事業の性質上はないというふうに認識をしております。再開発事業は組合施行であっても、都市再開発法に基づいて行う法定の事業であり、事業計画については、県知事の認可を得て行う公的な性格が強い事業でございます。そのため、権利者の財産権が不当に失われるというようなことはなく、仮に権利変換による権利床の面積が縮小する可能性が生じたとしても、それをもって再開発事業についての地権者の合意形成が損なわれるという認識は有しておりません。以上でございます。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○24番（加増充子君） 地権者の方の声を伺いますと、例えば100坪あった土地が、これがその10分の1と考えたら僅か10坪ぐらいにしか——広さで考えると、そのぐらいの価値にしかならないという話が、例えの話で出されてきてるんですよね。そういうことを考えますと、本当に地権者の土地がちゃんと保障されるのか、財産価値は同等だとおっしゃってましたけれども、その広さから見ると本当に少なくなるという、その心配は払拭できないと思うんです、地権者の方から言わせれば。まさに、地権者は事実上、土地を取ら

れ、マンションの土地も——マンションの床も満足に保障されない事態が生じるんではな
いか、こういう払拭にきちんと説明できますか。

○議長（山野井 隆君） 都市整備部次長、中村有幸君。

○都市整備部次長（中村有幸君） お答えさせていただきます。先ほどから議員、広さと
——土地の広さとか床の広さということでおっしゃっておりますけども、先ほど答弁させ
ていただきましたとおり、あくまでも等価交換ということで、価値はイコールという形に
なります。そういう中で、今事業を都市計画決定に向けて進めている中で、地権者の皆
さんが総会で都市計画決定を進めていただきたいということで、全会一致で事業を進める
ことに合意をいただきまして、市に対して都市計画決定を再度進めてほしいという依頼を
受けた中で、市は都市計画決定の作業を進めているということでございます。そういうことから、
権利変換も含めて、こういった再開発事業の推進につきましては、地権者の皆
さんが合意をした上で進めているということでございます。以上です。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○24番（加増充子君） 出来上がったマンションにちゃんと入れるかどうか、その心配
もたくさん出されておりますが、この点については繰り返しになりますのでやめます。

次に、再開発ビルに接続する歩行者デッキについて伺います。地権者の減少によって、
歩行者デッキの接続が困難になってきています。新たな歩行者デッキは、再開発事業では
なく別事業で行うと説明されておりますが、どのような計画になるのか、またその別事業
とはどういうものなのか、その根拠についてお答えください。

○議長（山野井 隆君） 都市整備部長、浅野和生君。

○都市整備部長（浅野和生君） お答えさせていただきます。このデッキでございますけ
れども、再開発事業のほうに接続をしていくという方向は、当然のことながら進めていき
たいと思っております。その上で、再開発事業に接続することによって、非住宅棟のほう
へのアクセスの向上、また、住宅の価値の向上、また、バリアフリーの観点から、既存の
デッキからウェルスプラザ方向への平たんなバリアフリーの歩行回遊路線ができる
ということで、公共的なところも有しておりますので、その方向性を持ちながら、デッキの
ほうは接続を考えていきたいと思っております。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○24番（加増充子君） ちょっと分からんんですが、そうすると、別事業というのは
取手市が新たな歩行者デッキを造ることなんでしょうか。その根拠というのは、ど
ういうことでそうなったのかということを伺ってます。

○議長（山野井 隆君） 都市整備部長、浅野和生君。

○都市整備部長（浅野和生君） お答えさせていただきます。根拠ということでございま
すけれども、まず第1には、再開発ビル全体の中には複合公共施設というものを整備して
まいる予定でございます。その部分で公共施設へのアクセス、これをまず考えていかな
ければならないこともあります。そしてまた再開発事業は、先ほど申し上げました
けれども、建物——非住宅棟と住宅棟の中に歩行の空間、こういうものも——貫通通路と

いうものも造ってまいりますので、デッキからプラザ方面への高低差の解消ということもありますので、そこでバリアフリーの経路というのも確立されることになります。そういった意味から、まさしく公共的な要素が強いデッキからの接続ルートということでございますので、これは、そのようなことを考えて、公共のほうで施工をさせていただきたいと思っております。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○24番（加増充子君） 要するに、再開発の権利者の合意形成の失敗が、こうした結果となって、その責任は取手市が取ることになったということですね。分かりました。

○議長（山野井 隆君） いやいや、ちゃんと答えなきゃ駄目ですよ。答弁を求めます。

都市整備部次長、中村有幸君。

○都市整備部次長（中村有幸君） お答えさせていただきます。合意形成の失敗という質問でございましたけども、組合施行の市街地再開発事業は、地権者が中心となって進めるという事業でございます。そういった中で、様々な考えによりまして、個人でお使いになりたい方、また共同で利用したい方、それぞれの御意見がございます。そういった中で事業に参加するという皆さんでお集まりいただきまして、現在、事業を進めているということございますので、合意形成の失敗とか、そういうことでは全くございません。以上です。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○24番（加増充子君） じゃあ次に移ります。3番目の、取手市はこうした再開発から撤退をすべきだという観点から伺います。令和6年3月15日に取手市広報に一方的に掲載された図書館等複合施設は、市民合意がないことは明らかです。また、これまで繰り返し指摘してきた地方教育行政の組織及び運営に関する法律に違反する疑いがあることも払拭できません。再開発事業参加者の減少がこの先不安定な中、取手市は再開発から撤退して、図書館等複合施設整備計画は白紙に戻していくことが賢明な判断だと受け止めます。再開発の手段として図書館をというのではなく、改めて図書館構想をしっかりと検討すべきではないでしょうか。これについて教育長の答弁を求める。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求める。

教育部長、飯竹永昌君。

[教育部長 飯竹永昌君登壇]

○教育部長（飯竹永昌君） それでは加増議員の御質問に御答弁させていただきます。先ほどより都市整備部の答弁にもありましたように、駅前に整備を予定しております図書館を核とした複合公共施設につきましては、今現在、基本構想を策定したところでもございます。今後は、この基本構想を踏まえ、より具体的な機能配置や運営方法、事業スケジュールなどを検討する基本計画を今後策定してまいります。基本計画の策定に当たりましては、市民の皆様の声やニーズを把握する機会を十分に設けた上で、複合公共施設としての相乗効果が最大限発揮されるよう、具体的な内容について協議を進めてまいります。特に、

施設の核となる図書館の役割につきましては、現在の図書館が担う知識情報基盤としての機能、学びや交流の拠点としての機能、そして、市民の方々の課題解決を支援するサービス機能など、多様な役割を担う施設として、複合公共施設内での図書館がどのような価値を創出していくかなど、関係機関と連携して検討してまいりたいと思っております。引き続き、図書館機能の整備につきましては、市民の皆様の御意見をお伺いしながら、検討を進めていきたいと考えております。

[教育部長 飯竹永昌君答弁席に着席]

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○24番（加増充子君） これは前の質問でも私も何回か伺いましたが、やはり図書館を、取手市の中でどのような図書館を造っていくのか、これからの方針が求められていることだと思います。図書館機能については、もちろん社会教育施設として教育委員会の所管でありますので、図書館の皆さんとの声もしっかりと反映させていくというのは十分大事なことだと思っております。ですから、やはりここで駅前の開発と離して、取手市の図書館構想をしっかりと持っていただきたい。先ほど引き続きということで、整備進めていく——方針の整備進めていきたいというお答えありましたけれども、やっぱり市民にとって図書館は大事な宝です。その図書館について真剣に考える、その役割として、教育委員会、図書館には十分その責任を負っていただきたいと求めるものです。これについては終わりにします。ありがとうございました。

続きまして、子ども誰でも通園制度について伺います。この子ども誰でも通園制度は、児童福祉法、そして子ども・子育て支援法に基づく通園制度となりました。この取手市においても、いよいよ来年度からスタートということで条例制定が進められています。今、全国では、この子ども誰でも通園制度に向かって、いろいろな不安の声も出されております。そして、この取手市でも同じような声も出されております。ここで伺いたいのは、子育て——子ども誰でも通園制度導入の保育所はどこか。申請はどうなっていくのか。また利用者——お子さんや保護者等の面談はどうなっていくのか、こうしたことについて、市の取組について、まず初めに伺います。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

子ども部長、助川直美さん。

[子ども部長 助川直美君登壇]

○子ども部長（助川直美君） 加増議員の御質問に答弁いたします。公立保育所におきましては、令和7年第3回定例会においても御説明させていただきましたとおり、一時保育室を活用した運用を検討しております。面積基準を考慮しますと、永山保育所及び久賀保育所につきましては、一時保育室が狭く実施が難しいと考えられることから、井野なないろ保育所及び白山保育所におきまして、子ども誰でも通園制度を実施することを予定しております。

次に、申込みに関してですけれども、子ども家庭庁が提供します、子ども誰でも通園制度総合支援システムの活用を検討しているところです。このシステムの活用によりまして、

保護者は御自身のパソコンやスマートフォンで予約や利用状況の確認などを行うことが可能となります。

次に、面談につきましてですけれども、本定例会で議案として提出させていただいております取手市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の第4条におきまして、乳児等通園支援事業者は、利用の申込みを受けた後、子どもや保護者の心身の状況及び子どもの養育環境を把握するため、保護者との面談を行わなければならないと規定する予定となっております。公立保育所におきましても事前の面談は必ず行うこととなっておりますので、それに従って進めていく予定としております。以上です。

[こども部長 助川直美君答弁席に着席]

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○24番（加増充子君） ありがとうございます。このこども誰でも通園制度は、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭を支援する新たな通園制度としてスタートするわけですが、この中で、月10時間の利用、このようなこともうたわれております。そして1日1時間程度ということあるんですが、この根拠についてはどういうふうに受け止めてますか。

○議長（山野井 隆君） 保育課長、山田英紀君。

○保育課長（山田英紀君） 答弁いたします。こども家庭庁より月10時間——月10時間の範囲の中で利用可能との方針が示されております。10時間以上の上乗せを行う自治体もある一方で、保育士不足などを理由に乳児等通園支援を提供困難な自治体は、月3時間から10時間未満の範囲内で上限を定める経過措置などもあります。取手市においては、国の方針どおり、月10時間の利用時間とする予定であります。以上です。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○24番（加増充子君） 月10時間では、預かるお子さん、ここに通園するお子さんの立場から見れば、細切れの保育になってしまふんではないかという心配はあります。全ての子どもの育ちを支えるという子どものための制度であればこそ、子どもにとって安心できる環境と信頼できる大人との関係の保障は不可欠だと思いますが、この制度で、この10時間ということで保障されるか大変心配するのですが、そういうこの制度の観点から、やはりこれでは不十分だと思いますが、その点についてはどうですか。

○議長（山野井 隆君） 保育課長、山田英紀君。

○保育課長（山田英紀君） 答弁いたします。実際の受入れについては、年齢の小さい子どもの負担などを考慮し、慣れるまでの短時間からの受入れを考えております。児童にとっても受け入れる保育士にとっても、負担の少ない円滑な利用につながるよう、無理のない運営をしていきたいと考えております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○24番（加増充子君） 次に保育体制について伺います。子どもが安心するのは、保育所がその子の気持ちに寄り添った対応——抱っこしたり、話しかけたり、そうしたことが一番だと考えます。そのような丁寧な関わりを持つには、保育士の体制の充実は不可欠だ

と思いますが、保育体制はどうなっているでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 保育課長、山田英紀君。

○保育課長（山田英紀君） 答弁いたします。保育士の配置ですけれども、令和7年第3回定例会の議案として提出させていただきました取手市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、これにおいて、乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児、おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする、と規定しております。公立保育所においては、一時保育の保育士が当事業を担うことを予定しております。全て保育士資格を持った職員を配置する予定となっております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○24番（加増充子君） 取手市の基準でということで、それは安心したところなんですが、あと保育士の資格を持った保育士ということでも安心するところなんですけれども、この誰でも通園制度というのは、これからスタートですから、本当に不安はいっぱいあると思います。そういう中で余裕活用型とか一般型とか、これまで国も言いましたけれども、こういうことが進められるということは、通常保育への影響はどのようになっていきますか。

○議長（山野井 隆君） 保育課長、山田英紀君。

○保育課長（山田英紀君） 答弁いたします。まず一般型と、今回、余裕活用型の違いのところを説明させていただきます。まず乳児等通園支援事業の実施方法としましては、保育所等の空き定員の枠を活用して受入れを行う余裕活用型と、定員を別に設け、在園児と合同または専用室を設けて受入れを行う一般型の、この2種類がございます。令和7年第3回定例会において、公立保育所では余裕活用型で実施予定と答弁させていただいておりましたが、実はその後、国からの実施方法等の詳細が示されまして、一時保育室を活用した実施方法は一般型の——ちょっとテクニカルな話になってしまふんですけども、一般型の専用室、独立実施という形で行うことになります。在園児の保育体制とは別に職員を配置し、本制度対象の子ども同士で過ごすものとなっていますが、取手市においては、既に配置している一時保育の職員で実施するため、通常保育への影響はないものと考えております。以上になります。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○24番（加増充子君） 一時保育活用ということで、そこで一緒に考えていくということですね。それは分かりました。一時保育というのは、お母さん方の都合によって預けるという側面もあります。このこども誰でも通園制度は、子どもの発育を促す、発達を保障するという立場もありますので、この両方の制度が入り交じって一時保育の中でやっていくということは、具体的には、例えばこれまで2人の子ども——お子さんが一時保育に預けられている。そこに誰でも通園制度のお子さんが入っていく。そうしたときのどのような保育、ちょっと複雑になるのではないかと思うんですが、その点についてはどうですか。

○議長（山野井 隆君） 保育課長、山田英紀君。

○保育課長（山田英紀君） お答えいたします。現在、一時保育は、常時2名以上の体制で保育士を配置しております。この2名で6名程度の受入れを行っております。一時保育に空きがあった場合に、この乳児等通園支援事業を利用していただくことになるため、職員配置等は特に問題なく、通常の保育への影響もないものと考えております。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○24番（加増充子君） そうしますと、子どもたちの保育は、分け隔てなく、子どもの成長をという側面を重視して接していくということになりますね。それでいいんですか。

○議長（山野井 隆君） 保育課長、山田英紀君。

○保育課長（山田英紀君） 答弁いたします。そのとおりとなります。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○24番（加増充子君） 次に、4番目なんですが、公的保育の責任は不可欠です。さらなる充実を求め伺います。子どもたちの健やかな成長を保障する保育行政は、自治体の責任であり、取手市としての責任が求められています。2026年度からスタートするこども誰でも通園制度は、国が言う、家庭とは異なる経験の中で成長できる機会を保障する。在宅で子育てる保護者の孤立感や不安感の解消につながるとあります。どの子も育つための公的保育をさらに充実させることは、これから課題だと思います。こども誰でも通園制度を充実させることは待ったなしです。そこで伺います。公立保育所での実施は、保育士の配置、資格要件など、先ほどもお答えされていましたが、再度確認のため伺います。どうでしょうか。

○議長（山野井 隆君） こども部長、助川直美さん。

○こども部長（助川直美君） お答えいたします。今後、新たにこの業務を実施していくに当たりましては、やはり私たちも責任を持って進めていかなければいけないと自覚しているところでもございます。また、公立保育所におきましては、先ほどの答弁でも述べさせていただきましたが、一時保育室を活用して実施することを予定しているということもございます。そのことによりまして、通常の保育には影響がないものと認識しております。保育所、一時保育、そして、こども誰でも通園制度、いずれにしましても、しっかりと保育士を配置し、また保護者や保育士の負担を軽減できるよう、先ほども御説明させていただいたシステムなども活用しながら、全ての子どもの育ちを応援できる制度となるように、責任を持って実施し進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○24番（加増充子君） これまで公立保育所中心の質問になりましたけれども、こども誰でも通園制度は、今後、民間保育園でも進められていくことと思います。民間も公立も、市の責任において公的保育の充実は課題です。取手市の子どもたちの健やかな成長のためにも、さらに発展していくことを強く願い、この質問は終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

次に国・取手市の物価対策について伺います。政府は、令和7年11月28日、2025年度補正予算案を閣議決定しました。第1の柱として、物価高へ8.9兆円。2つ目の柱として、

危機管理投資・成長投資、約6.4兆円。そして3つ目が、第3の柱は防衛力・外交力の強化、1.7兆円となっておりますが、こうした政府の経済対策について、市長の受け止めはいかがでしょうか、所見を伺います。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

政策推進部長、齋藤嘉彦君。

〔政策推進部長 齋藤嘉彦君登壇〕

○政策推進部長（齋藤嘉彦君） 答弁をさせていただきます。今、議員からございましたとおり、様々な報道がなされて、国の経済対策というのがこれから国会で議論されるというところだと思います。取手市としては、今報道などで出されているメニューの中の一つ、物価高への対応ですか生活支援という中で、重点支援地方交付金の拡充というものが盛り込まれております。これは、我々取手市政にも少なからず影響があると、国から自治体の役割というのが示されるものと考えておりますので、その部分に関しては、取手市としてしっかりと役割を果たしていくという考え方で今おります。

〔政策推進部長 齋藤嘉彦君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○24番（加増充子君） 部長の答弁は分かりました。ただ私、今伺ったのは、こうした国の経済対策についてどのように受け止めてますかという質問だったんですが、そのような内容はお答えされないので次に行きます。国は、第1の柱として物価高騰への8.9兆円。これは高校生以下の子どもたちに1人2万円、自治体が自由に使える重点支援地方交付金約2兆円ということで、おこめ券や電子クーポン券などいろいろ様々なことが示されておりますが、この経済対策全体として、アメリカ言いなりの大軍拡と過去最大の内部留保をため込む大企業に奉仕する内容となっているのは、拭えません。一方、国民の暮らしを守る物価対策は、一時しのぎの対策。経済対策と言いながらも、円安の進行でさらなる物価高騰を招くことになりますが、暮らしを守り経済効果抜群の消費税減税が、ここでしっかりと生きていくんではないかと思いますが、この消費税減税についてはいかがお考えでしょうか、求めていただきたいんですが。

○議長（山野井 隆君） 加増議員、これは多分答えられないと思いますので、質問を変えてください。

○24番（加増充子君） 知ってます。知ってます。

○議長（山野井 隆君） 答えたいよ。

○24番（加増充子君） 答えたい……。

○議長（山野井 隆君） 結構です。

○24番（加増充子君） 議長、答えてください。——やっぱり本当、真の経済効果、しっかりとやっていただきたいというのは皆さんのが思っていると同じだと思いますので、分かりました。

次に、初めに、市民の暮らしを守り、地域経済振興は国と併せて取手市にとって重大な役割です。先ほども答弁の中にもありました。物価高騰対策として地方交付金の有効な活

用は当然です。しかし、政策によって、交付金の不足分については一般財源の活用を図ることも視野に入れて対策を検討すべきであると考えますが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 政策推進課長、篠原慎吾君。

○政策推進課長（篠原慎吾君） お答えいたします。昨日付で政策推進課長を拝命いたしました篠原です。よろしくお願ひいたします。

一般財源を補てんしてはいかがということでございますけれども、まず今後提示される交付額というものを基に市として何ができるかというところを、まず検討してまいりたいと考えてございます。また、交付金を残さずに活用をするために、一般財源を一部補てんして事業を組み立てるということは、これまでも取り組んでいるところでもございますので、今後もこういったことは、必要があれば対応をすることも想定してございます。以上です。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○24番（加増充子君） そうした答弁の下で具体的には、この物価高騰対策としてどのような内容になっていくのかというのが、やっぱり私たち市民にとっても議員にとっても注目の的だと思うんですが、どのように私たちの声が反映されていくのか、反映していくのか、これは取手市にも求められていることだと思いますので、その点について、交付金の使途について具体的に伺いたいと思います。これまでも様々な施策が投じられてきました。それで、学校給食の問題とか、福祉の車両の燃料の問題とかありましたけれども、そういう中で今一番大きな問題となっている学校給食については、どのように考えてますか。物価高騰の分を支援するということはこれまでされてましたけれど、よろしくお願いします。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

教育部長、飯竹永昌君。

[教育部長 飯竹永昌君登壇]

○教育部長（飯竹永昌君） それでは、加増議員の御質問に御答弁させていただきます。小中学校の給食費の無償化につきましては、これまで議論させていただいておりますが、令和5年9月の定例会では、物価高騰に左右されない給食の提供を求める決議もいただいているところでもございます。現時点での市の考え方につきましては、さきの9月の定例会で本田議員の一般質問でも答弁させていただきましたが、食料費の高騰など学校給食を取り巻く環境変化の中、給食の量や質を落とすことなく、国の交付金を活用し、保護者に過度の負担を求めないこととして対応してまいりました。さきの高市首相の所信表明演説では、給食費無償化についても、これまで党派を超えて積み重ねてきた議論を踏まえ、制度設計の議論を進め、安定財源の確保とあわせて来年4月から実施すると述べております。しかしながら、今現在、詳細な内容、制度設計等については国からも示されていないところでもございます。市としましても、引き続き、国、県の動向を注視し、国の実施時期に合わせまして、給食の量や質を維持しながら保護者への負担増を求めずに、給

食費無償化への対応ができるように努めてまいりたいと考えております。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○24番（加増充子君） 学校給食の食材の高騰に当たって、支援をこれまでもされてまいりました。今回もその考えだということが分かりました。しかし、先ほども部長がおっしゃったように、高市首相が、この学校給食費無償化については、議論を踏まえ4月から実施という言葉が出てきました。ですから、この4月から実施——具体的に幾らというのは分かりませんけれども、そういうことまで出ているのならば、物価高騰対策として前倒しで、取手市でも、小学校だけでも、また中学校を合わせてでも、無償化に踏み切ってはどうかと私は考えるんですが、その点についてはいかがお考えですか。

○議長（山野井 隆君） 教育次長、松崎 剛君。

○教育次長（松崎 剛君） 加増議員の一般質問にお答えいたします。これまでも令和4年度以降、国の交付金を活用しまして、物価高騰に伴い上昇する給食材料費について、保護者に負担を求めず、提供する給食の質と量を維持できるよう対応してきたところだと、先ほど部長からの答弁にもあったところでございます。市の考え方にはございませんで、国の給食費の無償化の詳細な内容、制度設計等がまだ示されていないことから、繰り返しの答弁になりますけれども、引き続き、国・県の動向を注視して、国の実施時期に併せて、給食の量や質を維持しながら、保護者の負担増を求めず、給食費の無償化の対応ができるよう努めてまいりたい、そのように考えております。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○24番（加増充子君） 本当に、ここまで国が実施する方向を示しているならば、そこをしっかりと受け止めて、取手市はその先を前倒しで行う、その英断の考え方ではないということですね。あくまでも国の動向を見てということしかない。本当に残念だと思います。もうあと一歩ですので、頑張っていただきたいんですが。——分かりました。

上下水道について伺います。上下水道料金への支援について伺うのですが、これまでも、この上下水道については何もなかったと私も記憶しております。毎日の暮らしは、物価高騰の下、大変な状況です。悲鳴が上がるくらいの状況です。東京都はこの夏、水道料金の基本料金を無料にしました。これまで物価高騰支援策として行われてこなかった上下水道料金への支援策をぜひと考えますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

まちづくり振興部長、森川和典君。

〔まちづくり振興部長 森川和典君登壇〕

○まちづくり振興部長（森川和典君） それでは、加増議員の御質問に答弁をさせていただきます。本市の上水道は茨城県南水道企業団、下水道事業は取手地方広域下水道組合が事業主体となり、一元的に統括しているところです。そのため、上下水道料金の設定を含む各種施策に関しては、それぞれの茨城県南水道企業団、取手地方広域下水道組合に補助を行うというようなことは想定はできるものです。御質問の物価高騰対策における上下水道料金の支援につきましては、生活者支援・事業者支援事業、その他施策と有効性や

費用対効果も検討した上で、慎重に判断をしてまいります。

〔まちづくり振興部長 森川和典君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○24番（加増充子君） 慎重にと、今ご答弁ありましたけれども、やはり上下水道料金って本当に生活には欠かせないものであり、せめてこの基本料金が無料になる、そうなつたら本当に助かるんじゃないかというのは、みんなの思いだと思うんですが。確かに一部事務組合は複数の自治体にまたがっています、それも重々分かります。例えば県南水道であれば、つくば——違う、下水道、それは。県南水道であれば龍ヶ崎ほか牛久とか大きな町も市もありますが……

〔チャイム音〕

○24番（加増充子君）（続） そこで十分な協議というのは、今後そういうこともされていくことはないんですか。予定も考えてないんでしょうか。

○議長（山野井 隆君） まちづくり振興部次長、木村太一君。

○まちづくり振興部次長（木村太一君） 現状の時点では、予定はございません。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○24番（加増充子君） 予定はございません。そんな薄情なこと言わないでください。

〔笑う者あり〕

○24番（加増充子君） それで、一部事務組合のもう一つの下水道、下水道はつくばみらい市的一部と取手市です。その2つの自治体、ここは十分な話し合いができると先ほどおっしゃいましたけども、十分な話し合いができると進められるのではないかと私は受け止めていますが、それについてはどうなんでしょうか。

○議長（山野井 隆君） まちづくり振興部長、森川和典君。

○まちづくり振興部長（森川和典君） お答えをさせていただきます。先ほど来、地方交付金の活用の仕方ということのお答えをさせていただければ、いまだにそういった、先ほど御答弁させていただいたように、そのメニュー、そして、それが有用であるのかどうかというところもまずは検討しなければならないと思ってます。そういったところを踏まえて、先ほど来、御答弁させていただいたとおり、慎重に判断をしてまいりたいと考えております。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○24番（加増充子君） これから国はこういう内容でというメニューも示されると思うんですが、これまでの経過から見ても、やっぱりこれは検討課題の一つかなと私は思っております。

それと、質問でちょっと前後しますけれども、重点支援地方交付金の使途について、議会と市民要望の反映に十分な考慮をすることということも項目に挙げさせていただきましたが、住民要望、市民の要望、そういうところの十分な反映については、どのような対応でこれから考えていくんでしょうか。

〔チャイム音〕

○議長（山野井 隆君） 政策推進部長、齋藤嘉彦君。

〔政策推進部長 齋藤嘉彦君登壇〕

○政策推進部長（齋藤嘉彦君） 住民要望、市民のニーズですね、経済対策、市民生活支援ですから。その住民の要望というのも考慮しながら、ただやはり国の示すメニュー、枠組みというのもございますので、その中で検討していきたいというふうに考えています。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。残り30秒切りました。

○24番（加増充子君） これから国が、どのような内容でということでメニューが示されてくると思います、それは私も重々承知しております。そうした中で、やっぱり市民の皆さんのお声・要望はどこにあるか、それをしっかりと把握する、そういう立場が今、市には求められていると思うんですが、そこをしっかりとやっていただきたいのと、やはり市民の暮らしを安定させていく、安心して生活できる、そうしたところにしっかりと支援していくのが取手市の役割だと思います……

〔チャイム音〕

○24番（加増充子君）（続）それを最後に私の質問を終わりといたします。

○議長（山野井 隆君） 以上で、加増充子さんの質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

午後 2時40分散会